

募集要項に係る質問に対する回答

資料番	資料名	頁	行目	項目	タイトル	質問・意見	回答
1	1 募集要項	4	23	(1)	地域活性化	国際的な交流拠点の形成を事業目的とし、にぎわいのあるまちづくりを展開するとありますが、展示場以外に、周辺地域で具体的に進んでいる事業計画はございますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、中部国際空港エリアでは、複合商業施設や新たな宿泊施設、LCCターミナルなどの整備が進んでいます。 ・平成29年7月に国が都市再生緊急整備地域の1つとして指定されたことで、都市計画の特例や税制支援等が受けられることになりました。 ・また、県では地元の要望を受け、中部国際空港エリアを中心に、統合型リゾートIRを含めたMICEを核とする国際観光都市を目指し、平成29年8月に研究会を設置するなど、本展示場周辺に民間投資を呼び込むことを目指していきます。 ・こうしたことから、今後、空港島及び周辺地域は、国際的な交流拠点として大きく発展していくことが期待されます。
2	1 募集要項	5	17	(2)	事業方式	指定管理者の指定も受ける理由は第三者に行政財産使用許可を出せるため、つまり転貸借の手続きの簡便化ですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の運営権制度においては、第三者が公共施設を利用する際の利用許可権限の付与が運営権者に認められていません。そのため、指定管理制度を併用することで運営権者に利用許可権限を付与し、運営権者（指定管理者でもある）が第三者に利用許可を出せるようにします。
3	1 募集要項	5	20	(3)	運営対象施設及び事業場所の概要	建築計画に関してお伺いします。ホールAに近いメインエントランスは十分な大きさを備えていますが、奥まった5つのホールBの利用客の動線も含め、サポートするサブエントランスが南側の外れに1か所ですが、動線計画上、避難計画上問題ありませんか？	<ul style="list-style-type: none"> ・動線計画については、検討のうえ適切に設計しています。南側のサブエントランス以外に、モールに沿って出入口を3箇所設けており、ホールの利用に応じて活用することが可能です。 ・避難計画上問題が無いことも、建築基準法による全館避難安全検証法により検証しています。
4	1 募集要項	6	15	(4)	公共施設等運営権の存続期間	運営権存続期間に関して、多目的利用地のみ前倒しで平成36年3月31日までとなっていますが、この期限は当土地における、愛知県有料道路事業者によるホテル建設時期との関係で設定しているのでしょうか。また、ホテル事業の計画がなくなった際、それに代わる別の事業構想/計画はあるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・お見込みのとおり、有料道路コンセッションにおいてインターナショナルブランドのホテル建設が提案されていますが、提案者に確認し、平成36年3月31日まではホテル建設に着手しない旨の確認がされたため、この期間に限って展示場コンセッションの運営権を設定することとし、イベント等の利用希望に対応することとしました。 ・ホテル計画以外の事業構想/計画は、現状ありません。
5	1 募集要項	8	7	2(7)	運営権対価の支払い期日	対価の支払方法については、運営権に係る対価の総額を指定された期日に一括で支払うものとすると思いますが、期日はいつごろを想定しているのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・運営権対価の支払期限は、開業日の前日を予定していますが、そこから基金への入金、基金からの支出等の手続きに最低1カ月程度の時間を要することから、運営権者との協議（基金事業の資金計画）によって、支払期限を1カ月程度早めることも考えられます。
6	1 募集要項	8	7	2.(7)	運営権対価	運営権対価の支払期日は実施契約締結（平成29年12月頃）後速やかでしょうか、あるいは運営権設定がされる平成31年9月頃でしょうか？資金調達の時期に関係しますので、想定される支払時期をご教示をお願いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・No5をご参照ください。
7	1 募集要項	8	7	2.(7)	運営権対価	外部から資金調達するにあたっては、運営権設定が完了していることが必要と思われます。運営権対価の支払時期は愛知県が施設を取得する運営権設定の日の前後として頂けますようお願いいたします。	<ul style="list-style-type: none"> ・No5をご参照ください。 ・運営権の設定は、①議会の議決、②県による施設の所有権の取得、③施設設置条例の施行を停止条件として実施契約により設定します。すなわち運営権の設定日は、上記3条件の成就する「開業日」となります。（①は2017年12月議会で提案予定、②は施設完成後速やかに取得予定（2019年8月末まで）、③は開業日（2019年9月1日）に施行予定）
8	1 募集要項	8	7	(7)	運営権対価	指定された期日に一括でとあるが、資金調達の手法によっては、事業契約締結後に時間を要する可能性もあります。余裕を見た期日の設定をお願いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・No.5をご参照ください。
9	1 募集要項	8	19	(9)	構成企業	構成企業はSPCに出資し、SPCの議決権を有する法人とあります。つまり構成企業となる要件としては、SPC又は構成企業から本件業務の一部を受託する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・お見込みのとおり、グループを構成する構成企業については、必ずしもSPCから本件業務の一部を受託する必要はありません。

10	1	募集要項	8	19	(9)	任意事業	任意事業の実施主体を構成企業、協力企業、又はこれらが出資する会社に限定する理由をご教示ください。この制限によって提案の幅が著しく狭まると思料します。	・任意事業については、本体業務と一体的かつ連携しながら、提案した事業について責任をもって実施・遂行することを求めます。そのため、構成企業、協力企業、又はこれらが出資する会社に限定しています。
11	1	募集要項	8	30	2(9)	多目的利用地及び港湾用地の活用	多目的利用地及び港湾用地について、大型催事開催時の搬入車両待機スペースとして大型車両が駐停車することは可能でしょうか。	・多目的利用地は、一部を耐荷重10tで整備する予定のため、その部分は10tトラックまでの待機スペースとして利用可能です。 ・港湾用地については、現状が更地であるため、搬入車両に応じて、運営事業者による整備や養生が必要になる可能性があります。車両待機スペースとして利用可能です。なお、賃借料が「愛知県港湾管理条例」に基づき必要となります。金額はNo.65をご参照ください。
12	1	募集要項	8	30	2(9)	多目的利用地及び港湾用地の活用	当地での照明や音、花火、その他物体(小型飛行機やドローン)を飛行させる場合の上空高さ制限など、規制についてご教示ください。	・航空法の観点から、展示場の敷地は水平表面(49条)の設定範囲内にありますので、45mを超える飛行等を行う場合は許可を受ける必要があります。照明については、類似灯火の制限(52条)に抵触しないよう配慮する必要があります。 ・実際には、個々のケースにおいて空港会社及び航空局空港事務所等関係機関への相談・情報共有を密に行うことが求められます。 制限表面 http://www.centrair.jp/corporate/pdf/oshirase_02.pdf
13	1	募集要項	9	11	2.(9).ウ	都市再生緊急整備地域の指定時期と方針	「中部国際空港東・常滑りんくう地域(仮称)」への都市再生緊急整備地域指定申出について、想定される具体的な指定時期と整備方針についてご教示ください。	・平成29年7月28日の閣議において「中部国際空港東・常滑りんくう地域」の指定が行われました。 ・整備方針及び区域図については、同日付け愛知県の記者発表資料を参照してください。 http://www.pref.aichi.jp/soshiki/chiiki/toshisaisei002.html
14	1	募集要項	9	20	2(10)	収益等の帰属	赤字補填またはロスシェアにより基金の財源が枯渇した場合の対処はどのようなのでしょうか。	・県からの追加拠出については、議会の議決を得る必要があることから明言できませんが、基金の財源が枯渇した場合、あるいはそれが予見される場合には、それまでの運営権者による施設維持管理運営業務の実績や官民連携組織の業務実績等を踏まえ、県として適切な対応を取ることを予定しています。 ・なお、提案に当たっては、施設運営、需要創造の両面で、事業としての自立(独立採算)へ向けた明確なビジョン(戦略)を示していただくことを期待します。
15	1	募集要項	9	30	2.(10)	目標収入	平成36年4月1日以降の各年度の目標収入とは協議により見直しが必要と見られる限り、提案書に記載された収入の額という理解でよろしいでしょうか？	・目標収入については、提案内容及びその後の準備状況等を踏まえ、開業前に県と運営権者との間で調整・合意に基づき作成する中期収支計画において定めます。
16	1	募集要項	10	2	(10)	収益等の帰属	当該文脈にある「収支計画を超えて生じる費用の増価分について」とは、収入が向上するに伴い併せて上昇する経費の増加分を指していると考えてよろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。
17	1	募集要項	10	6	10	運営事業者による運営の結果生じる収益等の帰属	施設維持管理業務及び附帯事業運営業務について原価開示とありますが、SPCから業務を委託する構成企業や協力企業の原価に対して財務モニタリングの対象となると理解しています。その場合、委託先や仕入れ原価などの開示の義務はあるのでしょうか？SPCから見れば、原価は直接取引のある構成企業、協力企業の見積、請求額が原価として認められるべきと考えております。	・SPCから業務を受託する、構成企業・統括企業としての施設維持管理統括企業が、さらに別会社への委託・仕入等を行う場合の開示すべき情報については、公共施設等運営権実施契約書(案)別紙4「オープンブック及びコストプラスフィー方式実施細則(案)」の「表1 SPCが県に開示する業務原価等に関する情報」における「個別専門業者」欄を参照ください。
18	1	募集要項	10	14	(12)	基金の設置	事業期間終了時に基金が余剰となった場合の取扱いはどのようにお考えでしょうか。	・余剰金はそのまま基金にプールし、引き続き基金の設置目的である展示会産業の振興に資する事業に使用します。詳細については、事業期間終了までに協議することを予定しています。

19	1	募集要項	10	20	2.(12)	人的支援	愛知県で想定されている規模(人員等)のイメージをご教示ください。	・人的支援の規模については、提案された内容(業務量等)を踏まえ調整することとしていますが、イメージとしては数人程度と史料されます。
20	1	募集要項	10	21	2.(12)	人的支援	官民連携組織には県職員が専属的に配置されると認識しておりますが、先日の募集要項説明会においては県職員の株式会社への配置については「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」等により問題があると御説明頂きました。県職員を専任として官民連携組織に配置いただくため、官民連携組織をどのような形態にすればよいかご教示ください。	①一般社団法人、一般財団法人の場合、県の業務と関連が深いものとして、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(以下「公務員派遣法」)」に基づき規則で対象法人とした上で、職員を派遣できる可能性があります。 ②株式会社の場合、県と資本関係の無い独立した法人の業務内容は、県の本来業務と見なすことが困難なため、県職員を派遣するのは困難です。なお、仮に県も出資して株式会社を設立する場合は①に準じて職員を派遣できる可能性があります。 ③任意団体の場合、県の業務を行うことを前提として、官民連携組織において専任職員が官民連携組織の業務を行うことができます。この場合、人件費は県の負担となります。 ・その他、①～③のいずれの場合も、県庁において専任職員が官民連携組織の業務を行うことは可能です。この場合、人件費は県の負担となります。
21	1	募集要項	10	21	2.(12)	人的支援	官民連携組織に出向する県職員の人件費は、基金からではなく県の予算から支払われるという理解でよろしいでしょうか。	・No20をご参照ください。 ①の場合、原則として、官民連携組織において人件費を負担します。ただし、派遣先団体において従事する業務が、県の事務もしくは事業を補完もしくは支援すると認められる場合等においては、県から給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当を支給することができます。 ②の場合、人件費は全て官民連携組織において負担します。 なお、官民連携組織において人件費を負担する場合、基金を財源とすることはできません(参考:過去に補助金を派遣職員の給与に充てることが公務員派遣法違反との判例あり(平成22年(行ヒ)第102号))。
22	1	募集要項 (要求水準)	10 (40)	25	(13)	業務上の連携	中部国際空港株式会社及び愛知県有料道路運営等事業との連携として①～④が示されていますが、具体的な連携にかかる経費区分や各事業者との調整状況についてお示しください。	【中部国際空港株式会社との連携】 ・①駐車場運営については、料金設定において主要部分を同一料金とすること(No185をご参照ください)について調整がついています。また、そのために必要なシステムの互換性についても概ね決定しています。 ・今後、駐車場の満空表示の位置などについて調整を行う予定です。 ・多客時の誘導、情報共有等については、運営権者の決定後に調整を行います。 ・サインについては調整を始めております。 【愛知県有料道路運営事業(ホテル事業者)との連携】 ・現状、具体的な調整事項はありません。
23	1	募集要項	11	15	(14)	業務の引継ぎ	公共施設運営権の存続期間終了後の施設の利用に係る予約については貴県が受け付けるとあります。利用者にとっては、予約の窓口が何回も変わることは不便であると思料します。存続期間終了までは運営権者受け付け、次期公共施設運営権者に引き継ぐのが指定管理者でも一般的と思料しますが、県で受け付けることとした理由は何でしょうか。	現在のところ、存続期間終了後の運営体制等は未定であり、引き継ぎ等の詳細については、存続期間終了前に県と運営権者との協議により決定するものとします。
24	1	募集要項	12	1	2.(16)	運営権者の権利義務等	一の構成員(代表企業の場合も含む)が運営権者に対して融資を行う場合、当該構成員のために、運営権を担保提供することは可能でしょうか？	・運営権への担保設定は、実施契約書第61条第3項に従って行うことは可能とする予定です。

25	1	募集要項	12	5	(16)	運営権者の権利義務等に関する制限及び手続き	「運営権者から全部または一部の運営権の譲渡の申請があった場合」とありますが、運営権は分割、併合ができません(PFI法26条2項)。ここで云う「全部」とは「運営権1」「運営権2」の両方、「一部」とは片方のことを指すという理解でよろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。
26	1	募集要項	17	15	(3)	参加資格について	‘過去5年間に～’との記載の資格要件を満たす対象施設は、本来の用途とは異なるものの、展示会場やコンサート会場としての使用に供される施設も含まれるでしょうか。(例えば、ドーム型野球場の展示場利用等)若しくは、本件施設と同様に恒久的に展示会等イベントに供される施設が資格要件の対象でしょうか。	・本来の用途に関わらず「展示会場やコンサート会場としての使用に供される施設」を含んでいただいて結構です。
27	1	募集要項	17	15	(3)	参加資格について	10,000㎡以上の維持管理の実績の規定がありますが、この実績は、施設設置者(自治体・第三セクター)からの受託実績を意味するものであり、施設運営者(指定管理者等)からの再委託、更には再々委託によるものは含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。
28	1	募集要項	17	15	(3)	参加資格について	資格要件を満たす施設を単独の事業者で指定管理者として受託し、一義的には維持管理業務を担っているものの、維持管理業務を包括的に第三者へ委託している場合においても、実績としてお認め頂けるでしょうか。この場合、実績としてお認め頂けるのは、指定管理者となっている事業者なのか、業務を受託している第三者となるのか、お考えをお示し願います。	・施設維持管理の実務を包括的に実施していることを求めます。施設維持管理の実務は第三者に包括的に委託している場合は実績として認めません。
29	1	募集要項	17	15		応募企業又は応募グループの個別の参加資格	展示場・コンベンション施設・多目的ホールの維持管理の実績について、「応募企業、又は応募グループの代表企業、構成企業のうち少なくとも1社は」となっていますが、協力企業での参加は検討できないでしょうか。運営権対価方式であり、かつコストプラスフィー方式の導入を前提としているため、協力企業での参加も含めると、より一層、提案内容の自由度を高めることができるものと考えます。	・ご指摘のとおり、より提案の自由度を高めることによって多様な提案を促すため、募集要項を修正し、協力企業での参加も認めることとします。
30	1	募集要項	17	19	3.(3)	個別の参加資格	保税業務の実績があることとありますが、手続代行の実績は認められないのでしょうか？	・手続代行の実績は認められません。
31	1	募集要項	17	29	4	参加資格確認基準日	参加資格確認基準日は、別に定めるものを除き、と記載がありますが、別に定めるものをお知らせください	・特に別に定めるものはございません。
32	1	募集要項	18	13	4(3)	選定の手順及びスケジュール(予定)	通常コンセッション事業の公募段階では、競争的対話が行われるものと認識しております。本事業では提案書提出前の競争的対話は実施されないようですが、本事業の効果を最大限高めると共に、相互に齟齬が生じないことを目的とし、要求水準や実施契約条件の確認等について相対で協議できる機会を設定して頂けないでしょうか。	・競争的対話の実施は予定しておりませんが、プレゼンテーションの場を通じて可能な範囲での対話の実施を予定しております。 ・また、当日の対話を効率的・効果的に進めるため、事前に提案者と県の双方で質問事項及び回答を送付し合ったうえで当日に臨むことを予定しています。
33	1	募集要項	20	1	ウ	参加表明書及び審査資料の受付	提案書の提出において事業者所有のノウハウやアイデア等が示された提案審査書類を提出いたしますが、優先交渉権者に選定されるされないにかかわらず、提案者以外の事業者にも流用されることはないと考えて宜しいでしょうか。	・お見込みとおりです。
34	1	募集要項	22	1	5	その他必要な契約	その他必要な契約を締結するものとする、と記載がありますが、県とSPCで必要な契約について協議する、との理解でよろしいでしょうか	・お見込みのとおりです。

35	1	募集要項	23	3	1	法制上及び税制上の措置	法制上及び税制上の措置は想定していない、とありますが、消費税10%への増税が平成31年10月となることが決定されており、提出する審査資料には増税による影響を考慮してください、とあります。一方で別紙1は増税が考慮されておらず、8%のままです。別紙1含めて、消費税増税を反映した文面、運営権対価等の算定に関して整合を図るよう、お願いします。	・別紙1の対価算定においては、増税分は利用料金に転嫁することを前提に、税率一定にて算定しています。収支計画表においては、実際の収支計画のベースとなることを踏まえて、注書きの記載を踏まえて作成ください。
36	1	募集要項	25		表	運営権対価算定資料	運営権対価基準額8.82億円は消費税込の収入と消費税込の支出を基に算出されたものと認識しています。運営権対価基準額である8.82億円は消費税込との理解でよろしいでしょうか。	・基準額の算定における消費税の扱いはお見込みのとおりです。 ・運営権対価基準額は消費税別の金額です。税込の金額は9.5256億円です。
37	1	募集要項	26	7		来場者数①	諸条件設定の来場者数①は、2,074,257人/年(基本構想調査より引用)との記載がありますが、大規模展示場基本構想調査【平成27年度】.pdfではその数値を見つけないことができませんでしたので、設定根拠をお示ください	・基本構想調査では来場者数を2,514,000人/年としておりますが、これは稼働率30.3%想定の数値ですので、これを稼働率25%に割り戻しています。
38	1	募集要項	26	7		来場者数①	基本構想調査より引用した来場者数① 2,074,257人/年は、稼働率25%の設定の場合、との理解でよろしいでしょうか	・お見込みのとおりです。
39	1	募集要項	26	8		駐車場利用率②	駐車場利用率② 0.128台/人 の設定根拠となっている、 A.自動車分担率40% B.一台当たり輸送人員2.5人/台 C.展示場併設駐車場利用率80% の設定根拠をお示ください	・自動車分担率、一台当たり輸送人員については類似事例等の設定を参考に、また、展示場併設駐車場利用率については近隣での駐車場整備状況等を参考に、専門事業者へのヒアリングを踏まえて設定しました。
40	1	募集要項	26	24		駐車場利用料収入	来場者数① 2,074,257人/年 の来場で、駐車場利用台数 265,505台/年とのことですが、9行目記載の計算数値の駐車場利用台数 265,505台を利用して、×800円/台だと212,403,917円となり、記載数字(212,403,960円)と若干ですが異なりますが、どちらが正しいのでしょうか	・端数処理による誤差です。212,403,960円が正しいです。 ・265,504.95049504×800=212,403,960.39603
41	1	募集要項	26	25		駐車場利用料収入	空港旅客 34,219台 は、ピーク時に空港駐車場の収容台数を超える台数、との記載がございますが、計算方法等が分かりませんので、34,219台の計算根拠をお示ください	・空港駐車場の年間利用実績データを踏まえて設定しています。
42	1	募集要項	26	33		駐車場利用料収入	初年度 78、2年目 189、3年目 206 は、単純に稼働率25%で割り戻し、各年度の稼働率を乗じた数値になっておらず、算定式、算定根拠が分かりませんのでご教示ください	・初年度は、年度途中での開業を前提としているため、6ヶ月分のみ収入を計上しています。また、端数処理の関係で、掲載数値と単純計算結果が一致しません。
43	1	募集要項	27	2		支出額(稼働率25%)	支出額(稼働率25%)の基準コストには、要求水準記載の業務でSPCが負担するコストは全て網羅されている、との理解でよろしいでしょうか また、支出額(稼働率25%)の基準コストに網羅されていない項目があればご教示ください	・官民連携による需要創造推進業務に関するコストは含まれておりませんのでご注意ください。また、総合保税地域の機能を活用した展示会支援業務については、事前の業務量設定が困難であり、コストには含まれておりません(利用者負担によって費用をカバーして頂く前提としています)。
44	1	募集要項	27	27		修繕費	初年度 32、2年目 80、3年目 88 は、単純に稼働率25%で割り戻し、各年度の稼働率を乗じた数値になっておらず、算定式、算定根拠が分かりませんのでご教示ください	・初年度は、年度途中での開業を前提としているため、6ヶ月分のみ収入を計上しています。また、端数処理の関係で、掲載数値と単純計算結果が一致しません。
45	1	募集要項	27	33		光熱水費	初年度 59、2年目 150、3年目 166 は、単純に稼働率25%で割り戻し、各年度の稼働率を乗じた数値になっておらず、算定式、算定根拠が分かりませんのでご教示ください	・初年度は、年度途中での開業を前提としているため、6ヶ月分のみ収入を計上しています。また、端数処理の関係で、掲載数値と単純計算結果が一致しません。
46	1	募集要項	28			港湾地区について	港湾地区8000㎡すべてのエリアの事業提案が難しい場合、8000㎡のうちの一部活用提案は可能でしょうか。	・可能です。 ・ただし、残地区域の形状や接道、面積(狭小区域)などを考慮し、今後の土地利用に支障が出ないように提案してください。

47	1	募集要項	28			港湾地区について	賃借料につき、400円から900円とありますが、質問2で提案した内容の場合の賃借料はいくらになりますでしょうか。収支検討のためご教授いただきたくよろしくお願いします。	・No.64をご参照ください。
48	1	募集要項	30	12	3	基金の原資	適切に業務を遂行しているにもかかわらず、当該基金が底をついたときは、県から追加費用が負担されるという理解でよろしいでしょうか。	・No14をご参照ください。
49	1	募集要項	31	3	1、(1)	事業安定化支援の期間について	開業5年目までの維持管理運営事業負担金(事業安定化支援)の期間終了は平成36年3月31日とのことですが、開業が遅延した場合でも、事業安定化支援の期間は短縮されるのではなく5年間一定に保たれるとの認識でよろしいでしょうか。	・大幅に遅延することのない限り、開業5年目までの維持管理運営事業負担金(事業安定化支援)の期間終了は平成36年3月31日とします。
50	1	募集要項	33	17	(1)②	基金からの支援等の基準について	「減価償却費(施設・設備分)控除前の営業損益…」とあります。減価償却費は事業者の負担となっておりますが、県が想定されている減価償却費の内訳項目(運営権対価の減価償却分以外で)をご教授ください。	・運営権者による備品の更新に係る減価償却費を想定しています。
51	1	募集要項	34	18	①	業務原価	業務原価である「現場配置担当者の人件費等」に含まれる費用項目、含まれない費用項目をご教示ください。営業上必要な交際費も含まれると考えてよろしいでしょうか。	・公共施設等運営権実施契約書(案)別紙4「オープンブック及びコストプラスフィー方式実施細則」をご参照ください。交際費は費用項目に含めません。
52	1	募集要項	35	16	(B)	予想外の費用超過になった場合	事業開始前に合意した経費項目以外の経費(想定外の経費もしくは事前に合意されなかった経費)が発生した場合については、マネジメントフィー見込から充てるのではなく、業務原価とするよう協議に応じて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	・あくまでも事前の合意が前提となりますが、開業当初において予期せず大幅な費用増加が発生した場合に限り、業務原価に参入する等の協議を行うことができます。
53	1	募集要項	36	6	①	支払いの基準及び時期等	開業6年目以降のプロフィットシェア及びロスシェアは「(1)開業5年目までの維持管理運営への支援」に準じるとあります。しかしながら、37ページに記載されたプロフィットシェア及びロスシェアの支援基準および支払額(充当額)と、「(1)開業5年目までの維持管理運営への支援」には齟齬があると思われます。プロフィットシェア及びロスシェアの支援基準および支払額(充当額)が「(1)開業5年目までの維持管理運営への支援」に準じる部分についてご教示ください。	・「(1)開業5年目までの維持管理運営事業負担金について」における「②支援の基準」、及び「③支払の時期」の2つ目の項目がこれに該当します。なお、「③支払の時期」の1つ目の項目については該当せず、P37の②に記載のとおりとなります。
54	1	募集要項	36	7	(2)②	プロフィットシェアの留意点(6年目以降)	留意点の説明文によりますと、6年目以降はオープンブック+コストプラスフィー方式は行われないという理解でよろしいでしょうか。	・6年目以降も継続し、ロスシェア、モニタリングに活用することを想定しています。
55	1	募集要項	37	5	①	支出増加の算式	5年目までのトラックレコードを踏まえて設定した支出増加の算式を県と運営権者で合意するとありますが、双方が合意できない場合の対処方法についてご教示ください。また、6年目以降は引き続きオープンブックによる実際のコストで算出するのではなく、合意した算式を用いる理由をご教示ください。	・県と運営権者との合意を前提としますが、合意形成が困難な場合は第三者機関における答申を踏まえるなどの対応を検討することが想定されます。 ・募集要項別紙5②「プロフィットシェアの留意点」(P36)に記載のとおり、プロフィットシェアについては実収入の多寡を基準としますが、収入が目標額よりも15%を超えて増加した場合、それに対応して支出も増加することが想定されます。収入増加へのインセンティブを損なわないためには、この支出の増分を考慮して算定する必要がありますが、その増分を実支出をもとに、客観的に算定することは困難だと考えます。そのため、簡便かつ客観的な支出増加の算式をあらかじめ設定し、合意しておくこととします。

56	1	募集要項	37	9	②	ロスシェア	ロスシェアについては、施設維持管理運営業務及び附帯事業運営業務の収益と官民連携組織による収益を合計して赤字の場合のみ実施されるという条件が付されていますが、プロフィットシェアについてはそのような条件が付されていません。 官民連携組織という事業性の予測が現時点で困難な部門の収益と、施設維持管理運営業務及び附帯事業運営業務の収益を合計し、赤字の場合は補填するという条件をなくし、プロフィットシェアとロスシェアの条件を等しくして頂くことは、契約までの協議の中で可能と考えてよいでしょうか。	・プロフィットシェアは、当初想定以上に稼働率が向上し、収益が高い状況において適用されると考えています。そのため、収益の合計が赤字になる事態は想定しておりません。
57	1	募集要項	37	9	②	ロスシェア	ロスシェアの仕組みについて、収入が目標の-15%を下回った場合、施設維持管理運営業務及び附帯事業運営業務の収益と官民連携組織による収益の合計が赤字の場合は-15%まで補填され、黒字の場合は全く補填されないのでしょうか。 極端な例として収入が目標の-50%であったとしても収益が1円でも黒字であれば補填されず、1円でも赤字であれば目標の-15%まで補填されることになり、制度的な問題があると思われま。	・ロスシェアの基本的な考え方として、収入が大きく落ち込んでも、施設の運営上、必要な支出は維持継続する必要があり、そのためには収益は赤字とならざるを得ないケースがあることを前提とした制度です。そのため、ご指摘のように、仮に極端に収入が落ちた際にも、中期収支計画に従った支出を維持いただき、マイナス15%を超えた収入不足分をロスシェアにて補填するという考え方ですので、ご理解ください。なお、仮に当初の中期収支計画に比して著しく収入が落ち込んだ場合等においては、必要に応じて中期収支計画を改定することを想定しています。
58	1	募集要項	37	18	②	官民連携組織の支出予定額	官民連携組織に関する収益は、官民連携組織の実収入から支出予定額を控除したものとなっておりますが、支出額ではなく支出予定額とする理由をご教示ください。官民連携組織の収入・支出といった財務情報については官民に共有されるものと考えております。	・支出予定額ではなく、実支出額とします。
59	1	募集要項	41			3.「総合保税地域の機能を活用した展示会支援」の業務項目及び費用負担等	愛知県国際展示場の保税施設面積は、特別目的会社の任意で取り決めることは可能と理解しているが問題はないか。	・保税施設面積を変更するには、その都度、SPCから総合保税地域の管理者である中部国際空港(株)へ変更に係る申請が必要となります。
60	1	募集要項	45	9	1	植物枯損時の植替え・交換にかかる費用	吊下式緑化パネルについて、植物が枯損した場合は植換え・交換が必要とありますが、年間計画に基づき、巡視・点検と維持管理を適切に実施したにもかかわらず枯損した場合は、その交換費用は県が負担するとの認識でよろしいでしょうか。	・外構植栽と同様、施工者による1年間の枯れ補償があります。 ・県が提供する「植栽・自動灌水設備維持管理要領書」に基づき維持管理を行っていただく場合は、基本的には枯損しないものと考えます。万が一枯損した場合は、その状況をお互いに確認し、協議することとします。
61	1	募集要項	45	7		吊下式緑化パネルについて	吊り下げ式緑化パネルがうまくいかなかった時、もしくは維持管理に莫大な費用がかかる事になった時、撤去費用等は県が責任を持ってもらえるのでしょうか？	・No60をご参照ください。 ・吊り下げ式緑化パネルは、現地でモックアップを作成し、樹種選定等の検証も行います。維持管理費が大幅に想定より増加するような場合は、システムの不具合が原因の可能性もありますので、その状況をお互いに確認し、協議することとします。
62	1	募集要項別紙1-3	27	支出欄	-	支出見込み	修繕費項目について、16年度目までの修繕費算出根拠についてご教示頂けますでしょうか(運営権者側で修繕費の責任があるため、資料を検証し提案書に反映する為です)。	・修繕費は、基本設計に基づく概算見積りにより算出したものですので、詳細の積み上げはございません。 ・項目については、募集要項添付資料9 中長期修繕計画(案)をご参照ください。
63	1	募集要項別紙1-3	27	-	-	支出見込み	収入見込みに備品等利用料収入が計上されている一方で、支出見込みに備品の調達費(あるいは償却費)が含まれておりません。これは設備・備品の調達が本契約・開業前準備業務委託契約とは別の第3の契約になるためという理解でよろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。開業前の設備・備品調達については、提案を受けて、予算成立後に運営事業者と別途委託契約を行います。 ・なお、備品調達を県費で行うのは初度の備品のみであり、更新は運営権者にて行います。

64	1	募集要項別紙2	28	26	港湾地区	港湾地区の賃借料について、1m2あたり年間400円～900円程度とありますが、価格幅の発生理由をご教示ください。港湾地区の活用の用途等によって賃借料が変わるのならば、用途と賃料の関係をご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・賃借料については、「愛知県港湾管理条例」に基づき、用途に応じて使用料を徴収します。 ・現状の更地を利用する場合について、一定期間の利用が見込まれる場合は、36.72円/m²月、臨時的な利用の場合は、2.44円/m²日となります。 ・占用的に利用する場合で、港湾施設を設ける場合は、642円/m²年、その他の工作物を設ける場合は、1,284円/m²年、工作物を設けない場合は、642円/m²年などの使用料が設定されています。 ・港湾施設とは、港湾法第2条第5項に記載される施設となります。 ・提案内容によっては、これらを組み合わせることも考えられるため、目安として1m²あたり年間400円～900円程度としています。 	
65	1	募集要項別紙2	28	-	-	港湾地区について	港湾地区での任意事業終了後の取扱いについてですが、更地にして返還するという認識で宜しいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として原状回復としますが、任意事業終了時に県と協議することとします。
66	1	募集要項別紙2	28			港湾地区について	港湾計画上の区分と港湾法の分区の規定がありますが、施設の整備にあたっては両規定で可能な施設のみが整備可能との理解でよろしいでしょうか。 例えば、港湾計画上：緑地では、文化施設が整備可能とされているが、港湾法：修景厚生港区では、該当しないため、整備不可となるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾計画と港湾法との関係をご説明しますと、港湾計画上の土地利用の区分は、土地の「用途や利用形態」を決めるものであり、それに基づき、港湾法上の臨港地区の分区指定によって、建築物、構築物の「規制」を行うものです。 ・臨港地区の分区の区域内における建築物、構築物の「規制」については、「愛知県臨港地区分区内構造物規制条例」で定められ、修景厚生港区で設置可能な施設として、図書館、博物館、水族館、展示場及び公会堂等が認められています。 ・港湾計画上の緑地の「用途」として定められている文化施設は、図書館、博物館、水族館及び展示場を指し、交流施設は公会堂及び展望施設を指します。(募集要項、別紙2の表参照) ・上記を比較しますと、ほぼ重複一致しているため、ご質問の懸念は無いものと考えます。
67	1	募集要項別紙2	28			港湾地区について	賃貸借にあたって、約8,000m ² 全てが対象となるのでしょうか。部分的(例えば4,000m ² に限定)も可能でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・No.46をご参照ください。
68	1	募集要項別紙3	29			発電事業	設備認定を受けるのはいつ頃の見込みでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・設備認定を受けるのは運営事業者にて行っていただきますので、適宜ご判断ください。
69	1	募集要項別紙3	29	13	2(2)	売電事業について	発電設備の維持管理に係る負担は運営権者に属する とありますが 具体的な点検頻度、点検内容(目視点検でよいのか)など教えてください	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネルのメーカーとの保守契約の要否なども含め、運営事業者にて適宜ご判断ください。
70	1	募集要項別紙3	29	26	3	所用工期	所用工期・発電設備運用開始可能日が記載されておりますが、売電事業を行う場合、SPCの収益となるのは本施設の開業予定日(平成31年9月1日)からでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・お見込みのとおりです。売電事業を行う場合は、国への設備認定申請や、中部電力への手続きを速やかに行ってください。
71	1	募集要項別紙4-1	30	1		展示会産業振興基金	基金に不足が生じた場合、赤字補てん、ロスシェア、マーケティング・プロモーション、催事企画開催支援業務経費は支払われないのでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・No14をご参照ください。
72	1	募集要項別紙4-1	30	1		展示会産業振興基金	基金に不足が生じた場合の愛知県の措置についてご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・No14をご参照ください。
73	1	募集要項別紙4-1	30	12	3	基金の原資	基金の原資として運営権対価及びプロジェクトシェアによる県の収入としか記載が無ありませんが、事業開始時に県による基金への資金投入は行わないということでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始時においては、運営権対価支払分の充当のみを予定しております。

74	1	募集要項別紙4-1	30	12	3	基金の原資	実施方針質問回答において、基金が不足する場合、モニタリング結果や今後の見通しを踏まえて対策を検討するとありますが、見通しが暗かった場合はどうお考えなのでしょうか。本事業への参画検討にあたっての重要なポイントと認識しており、方針を公表いただきたくお願い致します。	・No14をご参照ください。
75	1	募集要項別紙4-1	30	12	3	基金の原資	6年目以降、ロスシェアが発生しても補てんする原資となる基金が枯渇している場合、どのような対応を考えておられるのでしょうか。	・No14をご参照ください。
76	1	募集要項別紙4-1	30	12	3	枠の設定	提示された配分を基準に提案することとありますが、配分を大幅に変えて(事業安定化30%以上は遵守)提案した場合、失格となるのでしょうか？	・事業安定化30%以上は遵守すれば、配分を大幅に変えても失格とはなりません、「官民連携による需要創造」について提案を求めていますので、提案に見合った事業費を確保し、ご提案いただけるよう、枠の配分に留意してください。 ・提案内容を客観的に審査・評価するため、基金から充当する額については変動要素とせず、ある程度固定したうえで事業内容を提案してもらうことを想定しております。そのため、原則として提示した配分を基準に提案ください。
77	1	募集要項別紙4-1	30	15		基金を財源とする事業	(1)開業5年度までの維持管理運営事業負担金に「運営権者に生じた赤字相当(維持管理運営事業に係るもの)を負担」となり、(2)官民連携組織運営負担金①自主催事立上げ資金にも「開業5年度までの赤字額相当を負担」とあります。前者と後者はどのように違うのでしょうか？	・前者は「維持管理運営業務」を対象とし、後者は「官民連携による需要創造推進業務」のうち自主催事立上げ(展示会等企画・開催)を対象としています。
78	1	募集要項別紙4-1	30	15		基金の枠	事業安定化には30%以上を配分することとありますが、30%未満の間違ひではないでしょうか？念のためご確認お願いします。	・30%以上の配分が正です。
79	1	募集要項別紙4-1	30	24	5	枠の設定	枠の配分は提案上の問題であり、運用上で必要となった場合は、設定した枠を超えて配分することができるという理解でよろしいでしょうか。特に6年目以降にロスシェアが発生した場合、事業安定化のための取り崩しが発生すると配分がくるってしまう可能性があります。	・提案段階では、枠は固定してください。なお、開業後、実際の運用状況等を踏まえたうえで、見直し等を行う可能性はあります。
80	1	募集要項別紙4-2	31	1	1	開業5年目までの維持管理運営事業負担金	本提案における事業者が提案する想定収入や想定支出の位置づけはどのようにお考えでしょうか？ 中期収支計画や単年度計画を都度策定する手続きとありますが、提案段階において発注予定事業者等と予め想定する原価を確認し、積み立てた計画となるため、一定の確からしさを前提とした費用で算出しています。年度単位でどの程度変更になるか目安等があればお示しください。	・提案時の収支計画については、例えば単価設定については提案時の考え方を引き継ぎつつも、開業前準備業務段階における予約状況等を反映したうえで収入計画を再算定すると、といった進め方をイメージしています。
81	1	募集要項別紙4-2	31	14	(3)	第1期中期計画	開業5年目までの県の負担額について取り決めに締結とあります。開業5年目までに取り決め以上の基金からの補てんが必要となった場合、モニタリングの結果にて支出計画の達成状況が適当であるとみなされた際には補填いただけると理解してよろしいでしょうか。	・取り決めとは、債務負担の根拠となる契約(実施契約追加分)を想定しています。 ・取り決め以上の補てんが必要となった場合は、追加の債務負担について検討します。
82	1	募集要項別紙4-2	31	20	(4)	実績報告及び負担金の支払い	第1期中期収支計画を場合によっては変更するとあるが、稼働変動においては、例えば大きく想定よりも下回った場合はどのように計画を変更されるつもりでしょうか。目標値の下方修正は、運営権者にとってはリスクが増大することとなります。実施方針に対する質問・意見回答一覧のNo.60にて「原則として下方修正は想定していません。」とご回答いただいていることから原則、上回った場合のみを考えるのと理解してよろしいでしょうか。	・当初5年間について、中期収支計画の想定よりも稼働が大きく下回った場合については、計画の変更によりますが、原則、赤字補てんを前提としますので運営権者のリスクが増大することはないと考えます。なお、6年目以降については、原則として下方修正は想定していません。

83	1	募集要項別紙4-2	31	20	(4)	実績報告及び負担金の支払い	実施方針に対する質問・意見回答No,170にて平成36年3月31日までの期間においても「運営権者のパフォーマンスが低ければ、赤字分の負担を見直す」とありますが、パフォーマンスが低いとは、要求水準に照らして運営権者が達成できていない状態を指すと考えてよろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。
84	1	募集要項別紙4-2	31	20	(4)	実績報告及び負担金の支払い	稼働や経費支出が当初見込みから大きく乖離するなど、場合によっては計画を変更すると記載がありますが、別紙5をよれば、5年目までは移行の単年度収支計画に反映させるとあります。「場合によっては」とはどのようなケースを想定されているのでしょうか。	・予想外の支出等が発生した場合や当初見込みより稼働が著しく低い場合は、中期収支計画の見直しを行います。小幅な経費削減、経費超過等については、別紙5に記載のとおり、単年度収支計画に反映させるものとします。
85	1	募集要項別紙4-2	31	20	(4)	実績報告及び負担金の支払い	合理的な理由があれば、単年度計画で見込んでいなかった支出があっても負担額の決定における支出として認めて頂けると理解してよろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。
86	1	募集要項別紙4-2	32	14	2	官民連携組織運営負担金	官民連携組織への負担金支出については、基金から支援されることから、SPCにて経費を見込む必要がないと考えてよろしいでしょうか。	・官民連携組織への負担金支出については基金からの支援を前提としますが、SPCにて一定の経費支出を行うケースも有り得ると考えます。なお、官民連携組織の体制・スキーム等については、事業者からの提案に基づき、詳細を検討・調整することとします。
87	1	募集要項別紙4-2	32	14	2	官民連携組織運営負担金	維持管理運営事業負担金と官民連携組織運営負担金との支援における優先・劣後はあるのでしょうか。支援額合算時に基金残額が不足した場合の措置等について御教示ください。	・基金からの支援について、両者間で優先、劣後は想定していません。原則として、少なくとも当初の5年間は両者間の流用は想定しておりませんが、開業後、実際の運用状況等を踏まえたうえで、見直し等を行う可能性はあります。 ・基金残額が不足した場合については、No14をご参照ください。
88	1	募集要項別紙4-2	32	14	2	官民連携組織運営負担金の支払い	概算払いの上、実施後の清算とありますが、年1回の一括払いということでしょうか。また、支払いは翌年度4月末に支払われるということでしょうか。概算払い・清算の時期について確認させてください。	・官民連携事業については、年度当初に概算払いを行い、年度末に実績に応じて精算を行うことを予定しています。
89	1	募集要項別紙4-2	32	14	2	官民連携組織運営負担金の支払い	概算払いの上、実施後の清算とありますが、余った場合は翌年度予算に繰り越される処理となるのでしょうか。また、不足時には追加で支払っていただけるということでしょうか。	・余った場合は基金に戻し、不足時には追加支払いを行います。 ・利益の処分方法(基金に戻す、繰り越して翌年度の支出に充当する、など)については、提案時に提案してください。
90	1	募集要項別紙4-2	32	4	②	支援の方法	支出予定額とはSPCから維持管理企業や運営企業への支払が、SPCを赤字にさせないために委託費変動支払(利用料金収入見合いの委託費の支払い)の契約となっている場合においても、単年度計画において必要な経費を積み上げた額であるとの理解でよろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。想定される当該年度の稼働率等に対応した経費を積み上げてください。 ・なお、委託費変動支払としなくて良いように、SPCの決算前に赤字補てんされるようなスケジュールとしております。
91	1	募集要項別紙5	33	2		基金からの支援等の基準	開業5年目までの施設維持管理運営事業負担金とありますがSPC設立から開業までの開業準備期間に発生するSPC管理費等の費用については基金からの支援対象にしていだけませんか？	・SPC自体の管理費については基金からの支援の対象とはなりませんので、ご理解ください。 ・開業前準備として委託する業務については、委託料を県から支払います。
92	1	募集要項別紙5	33	13	①	支援の手順	3月中の実績(見込み)の報告を行い、当該年度分として交付するとありますが、負担額の決定・支援の実行は、SPCの決算の前に行われるとの理解でよろしいでしょうか。	・4月に交付としたのは、SPCの決算前に交付することで、補てん額を含んだ決算を行えるようにすることを意図しています。
93	1	募集要項別紙5	33	15	②	支援の基準	SPCと需要創造事業を行う機関について確認させてください。SPCから構成企業が受託して本事業を実施する場合は、同一とみなされるのでしょうか？	・SPCが構成企業に外部委託した場合においても、SPCが需要創造事業の主体であることには変わりません。

94	1	募集要項別紙5	33	16	②	支援の基準	減価償却費(施設・設備分)控除前の営業損益を基準とするとありますが、要求水準に則ってSPCが更新する備品は支出として含むと考えて宜しいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・お見込みのとおりSPCが更新する備品は支出に含みます。なお、SPCの帰責によって要求水準を満たすために必要となる投資(開業時点からの変更を含む)については、支出の対象とはなりません。 ・設備については県の所有となるため、減価償却の対象外となります。
95	1	募集要項別紙5	33	16	②	支援の基準	営業損益(EBITDA)を評価の基準とするとありますが、利息・諸税を運営権者負担とすると、事業早期の段階で運営が立ち行かなくなる可能性があると考えます。経常利益を基準としていただく等、御再考をお願い致します。	<ul style="list-style-type: none"> ・運営権方式を導入している他事例等も踏まえ、営業損益(EBITDA)を評価の基準としますので、ご理解ください。
96	1	募集要項別紙5	33	16	②	支援の基準	「SPCが基礎的経営体力を有していることを前提とする」とは、具体的にどういうことでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・SPCを構成する企業、出資割合、資金調達等の計画などにより、基礎的経営体力の有無を判断します。
97	1	募集要項別紙5	33	16	②	運営権対価の減価償却	営業損益(EBITDA)を評価の基準とするとありますが、経常利益を基準としてください。経常利益としていただけない場合、少なくとも運営権対価調達関連コストを見込んでください。※運営権対価の調達方法によっては純粋な減価償却分以上のコストが必要となります。運営権対価調達関連コストとして、金融機関から調達を行う場合の金利コストや、エクイティで出す場合の配当利回りも支援基準を算定する際に支出に含むとしていただけないでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・運営権方式を導入している他事例等も踏まえ、営業損益(EBITDA)を評価の基準としますので、ご理解ください。
98	1	募集要項別紙5	33	16		基金からの支援等の基準	開業初年度において基金からの支援の対象となる営業利益のマイナス分とは開業予定日の9月1日から3月31日までの期間に発生する部分に限定されるのでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・お見込みのとおりです。
99	1	募集要項別紙5	33	20	(1) ②	支援の基準	施設・設備分の減価償却費とありますが、運営権者が償却すべき施設・設備資産があるのでしょうか。実施契約第31条に定める運営権設定他仕様施設以外の新規投資等を指すのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・No50をご参照ください。
100	1	募集要項別紙5	34	5	①	業務原価+マネジメントフィー等の配分ルールを事前に明確化	SPCのマネジメントフィーとは具体的に何を指すのでしょうか。SPC事務管理業務委託費、配当原資となる利益、会計士、税理士や弁護士への支払い費用、金融機関へのフィー等はこれに含まれるとの理解でよろしいでしょうか。これらはSPCを会社として経営していく上で必要不可欠な経費であり、維持管理業務の業務原価が増えたからと言って削減することはできません。	<ul style="list-style-type: none"> ・No102をご参照ください。
101	1	募集要項別紙5	34	15	(1) ④	業務原価	実施方針への質問回答(No65)において、構成員や協力企業へのコストを原価とすると解釈できる回答がありましたが、左記における、業務原価も同様の理解でよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ここでの業務原価については、SPCから業務を受託し、施設維持管理運営を総括する企業(構成企業や協力企業)における、個別専門業者、物品納品業者等への支払い、及び現場配置担当者の人件費等の支払いとします。
102	1	募集要項別紙5	34	19	①	業務原価+マネジメントフィー等の配分ルールを事前に明確化	極力SPCにリスクを残さない契約形態を想定しております。SPCのマネジメントフィーは固定として施設維持管理統括企業のマネジメントフィーの変動で削減分や費用超過分を処理してもよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・マネジメントフィーの対象は、施設維持管理統括企業に限定することとします。別紙5については修正いたしますので、ご確認ください。
103	1	募集要項別紙5	34	19		マネジメントフィー	会計・税務・監査・総務などの一般管理費や金融機関等から外部借入を行った場合のアレンジメントフィーなどはSPCのマネジメントフィーになるとの理解でよろしいでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・No102をご参照ください。
104	1	募集要項別紙5	34	20	①	施設維持管理統括企業	施設維持管理運営業務を2社以上で行う場合、施設維持管理統括企業はどのように判断されるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・組成内容によりませんが、仮に施設維持管理運営業務全体を受委託関係にある2社ではなく、2社が業務をシェアして並列的に実施する場合、それぞれが施設維持管理統括企業となります。

105	1	募集要項別紙5	34	28	(A)	適正な範囲で調達費用の削減を行った場合	「適正な範囲」とはどのように判断されるのでしょうか。	・オープンブック方式に基づく情報開示によって、下請業者への発注額が低く抑えられていないか、などを確認して判断します。
106	1	募集要項別紙5	36	3		プロフィットロスシェア	開業6年目以降のプロフィットロスシェアにおいて、例えば、実収入が目標収入70%となった場合、愛知県が目標収入の15%の収入減少分を補てんすることになりますが、目標収入の10%の補てんで赤字が解消される場合であっても、記載されているとおりの目標収入の15%の補てんが受けられるとの理解でよろしいでしょうか？	・赤字が解消されるか否かに関わらず、バンド幅の下限を下回った分の収入の減分の全額が補てんされます。
107	1	募集要項別紙5	36	7		ロスシェアの留意点	「実収入が15%を超えて下回った場合の追加的な赤字負担額は基金から負担金を支払う(ロスシェア)ことを原則とするが、施設維持管理運営及び附帯事業運営収入の収益と、官民連携組織運営による収益の合計がプラスとなった場合は支援を行わない。」とありますが、収益の合計がプラスとはSPC管理費などの一般管理費、運営権対価償却、減価償却、支払利息、諸税を含めてプラスになった場合との理解でよろしいでしょうか？	・収益の基準は、減価償却費(施設・設備分)控除前の営業損益(EBITDA)(但し、運営権対価の減価償却分は含む)とします。SPCの管理費も含めてください。
108	1	募集要項別紙5	36	7		ロスシェアの留意点	「実収入が15%を超えて下回った場合の追加的な赤字負担額は基金から負担金を支払う(ロスシェア)ことを原則とするが、施設維持管理運営及び附帯事業運営収入の収益と、官民連携組織運営による収益の合計がプラスとなった場合は支援を行わない。」とありますが、任意事業運営収入の取扱いについてご教示をお願いします。	・ロスシェアの算定にあたって、任意事業の収入は関係しません。
109	1	募集要項別紙5	36	7		ロスシェアの留意点	「実収入が15%を超えて下回った場合の追加的な赤字負担額は基金から負担金を支払う(ロスシェア)ことを原則とするが、施設維持管理運営及び附帯事業運営収入の収益と、官民連携組織運営による収益の合計がプラスとなった場合は支援を行わない。」とありますが、附帯事業運営収入の収益と、官民連携組織運営を外部委託する場合は、これらの収益はSPCの赤字額と合算されないとの理解でよろしいでしょうか？	・外部委託をする場合にも、それによりSPCが収益を得ていれば、そこでの収益をSPCの収益に含めたうえで判定します。
110	1	募集要項別紙5	36	12	②	プロフィットシェア	支出の増加額を反映するための「5年目までのトラックレコードを踏まえて設定した支出増加の算式」について、単純な上昇率だけでは将来の支出額は計れないと考えます。稼働の上昇等に応じた修繕計画・設備投資計画の見直しなど総合的な判断が必要と考えられるため、算定式とするのではなく、運営権者側からの支出増額計画(提案)に基づく協議とさせていただけないでしょうか。	・原則は、募集要項に示した算定式による手法としますが、開業5年目までの運営実績等を踏まえて、より合理的かつ客観的な手法があれば、県と運営権者の合意のうえでこれを採用することも想定します。
111	1	募集要項別紙5	37	12	②	ロスシェア	基金からSPCへの助成額は $-(15\% \text{下振れの収入} - \text{実収入})$ と定義されています。 $(15\% \text{下振れの収入}) > (\text{実収入})$ の時に助成されると思料しますが、この計算式で計算すると助成額が負の値になります。どのように考えればよろしいでしょうか。	・計算式を修正します。別紙5については修正いたしますので、ご確認ください。
112	1	募集要項別紙5	37	14	②	ロスシェア	15%下振れした場合でも、支援を行わない条件として、「維持管理運営業務及び附帯事業運営業務の収益及び官民連携組織運営業務の収益の合計がプラスになる場合」とあります。ここでいう、維持管理運営業務及び付帯事業運営業務の収益(実収入-実支出)とは、「減価償却費控除前の営業損益(EBITDA)」ということでしょうか？利息・諸税を運営権者負担とすると運営が立ち行かなくなる可能性があると考えますので経常利益を基準としていただく等、御再考をお願い致します。	・ここでの収益とは、減価償却費控除前の営業損益(EBITDA)(但し、運営権対価の減価償却費分は含む)とします。
113	1	募集要項別紙5	37	14	②	ロスシェア	金融機関からプロジェクトファイナンスで運営権の対価等を調達している場合、SPCを赤字にすることは期限の利益喪失事項となる可能性が高いと考えます。赤字の場合のみロスシェアで支援するという仕組みは実質的に機能しない制度であり、「実支出」ではなく「支出予定額」ではないでしょうか。32頁のロスシェア項目では「支出予定額」と記載されております。	・No.90及びNo.92をご参照ください。

114	1	募集要項別紙5	37	18	②	ロスシェア	官民連携組織がSPC外に設置される場合の収益計算式が記載されていますが、SPCが実収入を授受・実支出を支払うように見受けられます。官民連携組織運営負担金は、SPC内外を問わず、SPCが受領するものと考えてよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ここでは、SPCが官民連携組織に対し何らかの支出(事業費の一部負担など)、あるいは収入(事務局運営受託など)があった場合を想定しています。 会計区分を明確化するため、官民連携組織がSPC外に設置される場合には、負担金は当該組織が直接負担金を受領することが望ましいと考えます。
115	1	募集要項別紙6	41	-	-	業務項目及び費用負担等	NACCSのシステム利用料の基準・概要について御教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> NACCSの利用形態により異なります(アクセス回線、処理方式など)。詳細はNACCSセンター(輸出入・港湾関連情報処理センター(株))のHPを参照してください。
116	1	募集要項別紙6	42	-	4.	運営体制イメージ	図表では、SPCと協力企業間の保税に係る業務委託の→がありますが、同時に「SPC→構成企業→協力企業」の委託を示す→があります。構成企業の再委託先とした場合は協力企業の定義から外れると考えますが、当該契約関連図の詳細について、改めてご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> 図表は、協力企業がSPCから直接保税に係る業務を受託するケースを示したものです。 協力企業の定義は、「SPCには出資せず、SPC又は構成企業から本件業務の一部を受託する法人」としており、委託関係を示す2通りの→については、この定義に沿った記載と考えております。
117	1	募集要項別紙6	42	7	4	管理体制について	SPCは外国貨物取扱事業者として各種責任者を配置・指名しなければならないとあります。派遣・出向による有人SPC化とせず、保税蔵置管理者への再委託による責任者配置とさせていただけないでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 業務の実施にあたっては、中部国際空港総合保税地域管理規程に定められた「外国貨物取扱事業者」として届出を行う必要があり、本業務ではSPCが同事業者となります(協力企業ではない)。そのため、各種責任者については、SPCの社員としての身分を有する者としてください。
118	1	募集要項別紙6	42	9	4.	管理体制について	外国貨物取扱事業者として総合責任者及び貨物管理責任者、顧客(荷主)責任者、委託関係責任者及び内部監査人を指名するとありますが、1人の人間が複数の役職を兼任することは可能と理解してよろしいでしょうか。兼任制限がある場合は具体的にご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> 総合責任者と内部監査人はそれぞれ1人の人間を指名してください(いずれも、他の外国貨物取扱事業者の役職との兼務は不可)。 貨物管理責任者、顧客(荷主)責任者、委託責任者については1人の人間が兼務することは可能です。
119	1	募集要項別紙6	42	9	4.	管理体制について	外国貨物取扱事業者として総合責任者及び貨物管理責任者、顧客(荷主)責任者、委託関係責任者及び内部監査人を指名するとありますが、現地に常駐必須人員はおりますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 施設への常駐は必須としておりませんが、保税展示場としての利用時や、緊急時の対応など、本業務が円滑かつ万全に実施できる体制としてください。
120	1	募集要項別紙7	45	8	1.	概要	バーチカルフォレストの管理について、万一植え替え・交換が必要となった場合の費用については、特殊機器のため運営権者で事前に費用を見込むことが難しいと考えます。当該費用は県によりご負担いただけないでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> No60を参照してください。
121	1	募集要項別紙7	45			吊下式緑化パネルの維持管理	本設備は、施工者の特許技術であります。維持管理の特殊性(使用する液肥・薬剤の指定)及び、特定の専門業者の必要性をご教示願います。また、本設備の特殊性を鑑み、本事業のアドバイザー業務及び施設整備関連業務に関連している事業者があれば予めお示し願います。(参加資格への抵触を避けるため)	<ul style="list-style-type: none"> 本設備は、名称の登録商標であり、施工者の特許技術ではありません。維持管理上特殊なものではないと考えますが、特徴として壁面緑化と同様のものですので、壁面緑化の維持管理の経験のある事業者をお勧めします。
122	1	募集要項別紙7	45			吊下式緑化パネルの維持管理	今後の再見積において、年間のランニングコストが大幅に増幅することの想定は無いとの理解で宜しいでしょうか。また、本質問書の回答時点までに再見積がなされている場合には、見直し後のメンテナンス項目・見積をお示し願います。	<ul style="list-style-type: none"> 今後、現地においてモックアップを作成し、樹種選定等の検証を行うこととしており、現時点で再見積りは予定していません。
123	1	募集要項別紙7	47	-	3.	メンテナンスの種類・コスト・スケジュール	巡視点検・維持管理の費用について開示いただいておりますが、実際の保守にあたって当該参考値以上の経費が掛かる場合(著しい差が発生した場合)は、県にご負担いただけるといった協議が可能と考えてよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> No61をご参照ください。
124	1	募集要項別紙7	47	-	3.	メンテナンスの種類・コスト・スケジュール	メンテナンス種類等の表一覧の約340万円は、「施設全体計60本」を対象としているほか、高所作業車の使用経費やその他一切の経費を含んでいると考えてよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> お見込みのとおりです。

125	1	募集要項別紙8	50	6	(1)	附帯事業	ビジネスセンター、コインロッカー、自販機コーナーについては、運営権者の裁量によらず、かならず貸付料が発生するのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・附帯事業のためにビジネスセンター、コインロッカーや自動販売機を設置等する場合、県から運営権者へ施設の一部(床面)を貸し付けたくえで設置等していただくこととなりますので、運営権者から県に対して貸付料を払う必要があります。 ・No282をご参照ください。
126	1	募集要項別紙8	50	9	(1)	附帯事業	貸付料は、愛知県公有財産規則に基づくかとありますが、参考となる賃料について公表いただけないでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・土地・建物の貸付料については、個々の契約ごとに貸付料算出の条件が異なるため、現時点で貸付料の目安をお示しすることはできません。
127	1	募集要項別紙8	50	13	(2)	任意事業	運営権者は貸付料とは別に、固定資産税所在市町村交付金に相当する額について負担することとありますが、当該経費については、任意事業を受託する企業が直接納付することとしてもよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金に相当する額については、運営権者に限らず県から貸付を受けた事業者が負担する(県に支払う)こととなります。(国有資産等所在市町村交付金は国有資産等所在市町村交付金法に基づき県が該当市町村へ交付します。)
128	1	募集要項別紙9	50	4	1	施設の貸付、使用許可等について	「あらかじめ県との間で」締結する貸付契約とは実施契約26条2項「公有財産貸付契約」のことですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・お見込みのとおりです。
129	2	要求水準書	1	16	(3)	運営対象施設	多目的利用地において、説明会で残土を盛土し、1m程度高い形状との説明がありましたが、運営対象外となった場合、盛土がされた初期状態での引き渡しは条件となるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土がされ、アスファルト舗装による整備をしています。 ・形状を変更する場合は、運営期間の終了時の扱いを含め事前に県と協議してください。
130	2	要求水準書	2	1	(3)	駐車台数の確保について	多目的利用地のホテル建設が具現化し、駐車場形状の変更に伴う台数確保のための方策(立体駐車場の建設等)の工事費は原因者たる有料道路運営事業者の負担となる旨については、実施方針への質問回答から読み取れましたが、工事費以外のランニングコスト(増設となる管制機器の保守費、複層となることによる誘導警備員の増員費・修繕費・光熱水費・清掃費等)も同様に原因者の負担となるとの理解でよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費については原則的に運営権者の負担となりますが、ホテルの駐車場としても兼用する場合など、ホテル事業者との応分負担が発生することも想定されます。
131	2	要求水準書	3	3	③	総合保税地域の機能を活用した展示会支援	他の保税展示場申請・管理方法と相違がありませんが、愛知県国際展示場における税関への申請の簡略化などは検討しているのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・保税展示場の許可申請について、他の展示場では催事ごとに主催者が行いますが、本県展示場ではSPCが開業前に行う予定としております(中部国際空港総合保税地域許可期間は6年間:更新あり)。 ・なお、SPCによる申請先は中部国際空港総合保税地域の管理者である中部国際空港(株)となります。
132	2	要求水準書	3	3	③	総合保税地域の機能を活用した展示会支援	保税展示場の円滑且つ確実な管理を目的として、SPCの協力企業または指定業者の一元管理をルール化する事は可能でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施にあたっては、中部国際空港総合保税地域管理規程に定められた「外国貨物取扱事業者」として届出を行う必要があり、本業務ではSPCが同事業者となります(協力企業ではない)。
133	2	要求水準書	3	3	③	総合保税地域の機能を活用した展示会支援	県が開業前準備業務で別途委託するNACCSの設置場所はどこを予定しているのでしょうか。また、同システムの管理方法はどのようにするのかご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・NACCSの設置場所については、県と受託者で保税業務の実施形態を協議の上、決めていく予定です。 ・展示場開業後のNACCSの運用や管理については、SPCの責任・負担により行っています。
134	2	要求水準書	12	23	2	精算機システム	「展示会に参加する等の場合」と「その他の場合」の二つの料金体系とするとあるが、システム上可能なのでしょうか	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の認証機(可搬式)で認証した場合に異なる料金を適用することで実現します。 ・展示会参加者のみが認証機を利用できるようにすることで、展示会に参加する等の場合、その他の場合を区別します。
135	2	要求水準書	12	23	2	駐車料金	「展示会に参加する等の場合」とありますが、ここで示す「等」には、見本市や展示会、学会や総会等のコンベンション、音楽興行等のイベント等の各種催事も含まれるのでしょうか	<ul style="list-style-type: none"> ・お見込みのとおり、展示会に限らず展示場で開催される催事を含みます。 ・また、来場者だけでなく出展者、主催者も含みます。

136	2	要求水準書	12	23	2	駐車料金	・飲食・売店等利用者利便施設を利用する場合 ・運営事業者が実施する任意事業に基づく駐車場利用の場合 は、「その他の場合」に該当するのでしょうか	・展示場の催事に参加しない場合は「その他の場合」とします。 ・従って、飲食・売店のみの利用は「その他の場合」とします。 ・任意事業に係る駐車場利用については、多目的利用地でのイベントへの参加の場合 は「展示会に参加する等」、港湾用地その他に任意事業として整備した施設を利用する のみの場合は「その他の場合」とします。
137	2	要求水準書	12	23	2	駐車料金	二つの料金体系の各々の定義をお示ください 「その他の場合」とは、「展示会に参加する等の場合」以外、との理解でよ ろしいでしょうか	・No136をご参照ください。
138	2	要求水準書	13	3	2	光熱水費等の負担	展示ホール等の利用時における光熱水費や廃棄物処理等に関する経 費、総合保税地域の機能を活用した展示会支援に関する経費につい て、利用量等に応じて利用者に負担させることができる、とあるが、こ ういったスタイルは一般的なのでしょうか	・ホール利用の際の光熱水費等を利用者負担とするケースは一般的であると考えていま す。 ・会議室利用の際の光熱水費は利用料金に含まれます。
139	2	要求水準書	13	8		使用料の水準	使用料の額は消費税を含むと考えてよろしいでしょうか。	・消費税を含みます。
140	2	要求水準書	13	8		物価スライド	将来発生する物価スライド等による維持管理業務費用等の上昇分は、愛 知県国際展示場条例の使用料の水準を適時適正に改訂頂くことは可能 と考えてよろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。
141	2	要求水準書	13	18		駐車場の精算方法	有人精算とする必要があるのでしょうか	・機械精算を前提とした施設整備を行う予定です。
142	2	要求水準書	18	22	(2)③ イ	利用受付	「コンサート利用に係る騒音の影響等」とは、同時時間帯に別の利用者が開 催する催事に影響することを想定したものとされます。 コンサートの「音漏れ」や「振動」が、コンサートの内容ごとに、館内のおも な場所において、どの程度の数値を想定する必要があるかお示してくだ さい。	・展示ホールAで110dBAの大音源を想定した場合の騒音予想では、ホールB1～3で55d BA、ホールB4、5で50dBA、会議室で60dBAとなります。エントランス、カフェ、モール部 は60dBAとなります。 ・ただし、いずれも簡易計算上での数値であり、音源の位置や種類によっても変わるた め、これらを保証するものではありません。 ・なお、同時時間帯に別の利用者が開催する催事への影響については、運営事業者にて 適宜ご判断ください。
143	2	要求水準書	18	22	(2)③ イ	利用受付	貸館業務において「コンサート利用に係る騒音の影響等」は、施設全体 の稼働を左右する大きな問題であり、コンサートのリハーサルや本番のタ イミングで、他の貸室の提供を控えることにより利用料収入にも影響する ものと考えますが、貴県が示されている収支計画はこうした事態も考慮の うえ算定されたものですか。	・運営権対価算定上の稼働率を25%としておりますが、これはコンサートによる利用制 限を勘案しても達成可能なものと考えます。
144	2	要求水準書	19	1	エ	利用料金の徴収	利用料・使用料の納付期限や還付基準について事前に貴県が想定され ている内容について開示してください。	・納付期限及び還付基準については、他施設の状況を比較検討の上、選定事業者と協 議して決めることとしております。 ・なお、施設設置条例において、納付期限は利用開始日までとしております(愛知県国 際展示場条例 第4条第2項「利用開始日までにおいて知事(地方自治法施行令(昭和 二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により使用料の徴収の事務を委 託する場合にあつては、当該委託を受けた者)が指定する日までに(駐車場使用料に あつては、利用の都度)、納付しなければならない。」)。 ・還付については、同条第3項において以下のとおり規定していますが、基準について 特段の想定はありません。 「納付された使用料は、次に掲げる場合を除き、還付しない。 一 第六条第二項の規定により知事が公共の福祉のために許可を取り消し、又は利用 の中止を命じたとき。 二 前条第一項の許可を受けた者が知事の承認を受けて利用を中止したとき。」
145	2	要求水準書	21	17	(イ)	対象設備	受電設備の需要設備容量をご教示下さい。	・現在調整につき決定後の提示とします。
146	2	要求水準書	22	28	ア	運転・監視	エネルギー管理システムBEMSについて、施工会社が導入する認識で 宜しいでしょうか。	・お見込みのとおりです。

147	2	要求水準書	26	10	(ア)	清掃業務	各展示ホール及び各会議室の貸室について、使用後の清掃は、廃棄物処理と同様に施設利用者が実施するものとし、本事業には含まないとの理解でよろしいでしょうか。	・施設利用者が排出する廃棄物については利用者が処理することを原則としますが、運営権者は利用者が適切に処理するように説明・誘導・指導してください。
148	2	要求水準書	26	12	ア	警察官待機所	本施設には警察官待機所を設置し、とあるが、施設建設時に設置されるのか、運営事業者が設置するのか、どちらなのでしょう。	・施設建設時に県が整備します。
149	2	要求水準書	26	15	イ	有人警備	巡回警備について、巡回警備をおこなう時間帯・回数等は提案事項で宜しいでしょうか。	・お見込みのとおりです。
150	2	要求水準書	27	2	ウ	機械警備	機械警備の想定運用時間をご教示頂けますでしょうか。	・要求水準を満たす限りにおいて、運営事業者の予定する管理形態に合わせ適宜ご判断ください。
151	2	要求水準書	27	2	ウ	機械警備	機械警備の設置金額負担について、運営権者側が設備備品代で設置する認識で宜しいでしょうか。	・監視カメラについては県が施設建設時に整備します。 ・その他の機械警備については、お見込みのとおり設備・備品調達の委託において設置します。
152	2	要求水準書	28	7	3(2)⑤	総合案内	総合案内に人員を配置する曜日、時間等は運営権者からの提案で設定してよろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。
153	2	要求水準書	28	8	ク	総合案内等	総合案内等の人件費は、支出見込みに含まれているのでしょうか。	・含みます。
154	2	要求水準書	28	14	ク	「ものづくり愛知コーナー(仮称)」	県内企業の製品等を紹介する「ものづくり愛知コーナー(仮称)」は、あくまで紹介するだけで、販売は行わないのでしょうか。	・「ものづくり愛知コーナー」については募集要項を修正し、整備しないこととします。
155	2	要求水準書	29	1	iii)	中長期修繕計画書(案)	中長期修繕計画書(案)において、運営権者負担とされる修繕項目について、本事業の収支に見込んで提案をしなければならないでしょうか。この場合、概算算定のため費目ごとの建築コストを開示していただけないでしょうか。	・運営権者負担となる修繕項目については、本事業の収支に見込んで提案してください。 ・コストについては、現時点では設備の詳細が決まっていないため、お示しできません。 ・なお、修繕等を行う事業者については、元施工業者に限定しません。
156	2	要求水準書	29	25	(2)⑦イ	防災・災害対策	帰宅困難者の1日間の滞在を可能にする食料・飲料とは、何人分・のべ何食分を想定しているのか、具体的なボリュームを把握したいのでお示しください。	・約25,000人の1日3食分を想定しています。(水、乾パン等)
157	2	要求水準書	29	25	イ	帰宅困難者	帰宅困難者の1日間の滞在を可能にする食料・飲料を防災備蓄庫に保管し、とありますが、帰宅困難者数の想定をご教示ください	・No156をご参照ください。
158	2	要求水準書	29	25	イ	防災備蓄庫	防災備蓄庫は県で設置されるものと想定していますが、その場合の防災備蓄倉庫の面積や仕様をご教示ください	・防災備蓄倉庫は県で設置することとしており、鉄骨造平屋建て約450㎡、外壁・屋根共金属板張りの仕様です。また、換気設備も設ける予定です。
159	2	要求水準書	30	12	(イ)	設備の保守点検	具体的な保守実施内容等ご教示ください。	・車両入出管理装置や監視カメラ等の設備の点検及び保守管理を想定しています。
160	2	要求水準書	30	15	(ウ)	駐車場自動課金機	自動課金機は運営権者にて費用を負担し設置することでよろしいでしょうか。	・駐車場の課金システムは全て県が整備します。
161	2	要求水準書	30	15	(ウ)	駐車場自動課金機	自動課金機の設置に関して工事区分を具体的にご教示ください。 (例)電気設備、通信線の配管、配線等	・No160をご参照ください。
162	2	要求水準書	30	23	ウ	駐車場における課金業務	自動課金機の設置は貴県・運営権者側のどちらでしょうか。運営権者側で設置する場合、発券機と精算機の台数をご教示頂けますでしょうか。	・No160をご参照ください。

163	2	要求水準書	31	1	(エ)	整理誘導員の配置	整理誘導員は警備業第2号の資格必須という解釈でよろしいでしょうか。また最低配置シフト等ございますか。	<ul style="list-style-type: none"> 法的に必要な資格は具備してください。 最低配置シフトは定めておりませんが、No.201を参照してください。
164	2	要求水準書	31	1	(エ)	身障者等に対する対応	障害者に対する優遇制度とは具体的にどのような内容(イメージ)でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 割引料金の適用をイメージしています。 障害者用の駐車スペースの確保や動線の整備等は本体整備において実施しています。
165	2	要求水準書	31	10	i	業務目的	自動販売機等設置する場合、目的外使用料は発生するのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 自動販売機やコインロッカーを設置する場合、県から運営権者へ施設の一部(床面)を貸し付けたくて設置していただくこととなりますので、運営権者から県に対して貸付料を払う必要があります。
166	2	要求水準書	31	29	(3)② ii	飲食・売店等利用者利便施設の運営	運営権者が施設内の一部床を占有して、常設的に利用する場合の貸付契約に費用は発生するか、また、発生する場合にはその算出方法をご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> 運営権者が施設内の一部床を占有して、常設的に使用する場合には、県と運営権者の間で公有財産貸付契約を締結し、運営権者が県へ貸付料を支払う必要があります。 貸付料の算出方法は募集要項別紙9のとおりです。
167	2	要求水準書	34	4	オ	総合責任者	SPCは、外国貨物取扱事業者として総合責任者及び…とあるが、これらの人件費は支出見込みに含まれているのか	<ul style="list-style-type: none"> 常駐を必須としていないことから、全体の人件費の中に含まれていると理解しています。
168	2	要求水準書	34	7	(オ)	管理体制の構築	外国貨物取扱事業者として配置する各種責任者について、SPCの社員としての身分を有するものである記述がありますが、有人SPCとすることが必須ということでしょうか。当該人員配置について、構成企業または協力企業への委託による配置ではいけないのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 業務の実施にあたっては、SPCから構成企業又は協力企業への業務委託についても想定しておりますが、各種責任者についてはSPCの社員としての身分を有する者としてください。 有人SPCを必須とはしておりません。
169	2	要求水準書	34	7	(オ)	管理体制の構築	総合責任者をはじめ、各種責任者の指名を求められておりますが、当該責任者等は施設に非常駐でも問題ないと考えてよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 施設への常駐は必須としておりませんが、保税展示場としての利用時や、緊急時の対応など、本業務が円滑かつ万全に実施できる体制としてください。
170	2	要求水準書	34	7		管理体制構築	上記責任者に指名される者は、SPCの社員としての身分を有するものでなければならないとあるが、SPCの役員が兼務することは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> 各種責任者をSPCの役員が兼務することは可能です。
171	2	要求水準書	34	22	(4)	官民連携による需要創造推進業務	官民連携組織において、県職員を配置することができることあり事業者提案に委ねると記載がありますが、現段階で事業規模等をイメージしづらいことから、県としてのお考えお示ししていただけませんか。説明会で公務員の出向に対する制約のお話もあり、事業者側からの提案だけでは現実的ではないと考えられます。	<ul style="list-style-type: none"> No19～21をご参照ください。
172	2	要求水準書	35	19		広域的・国際的マーケティング	施設及び愛知県内で開催する見本市・展示会等の開催情報の発信とあるが、こちらは名古屋市会の会場(ポートメッセや吹上ホール)もその中に入るのか?	<ul style="list-style-type: none"> 提案に委ねますが、名古屋市の施設を含めて頂いても結構です。
173	2	要求水準書	35	29	ア	国際見本市連盟(UFI)	国際見本市連盟(UFI)へ加盟するとともに、とあるが、加盟には費用がかかるのでしょうか、無料なのでしょうか	<ul style="list-style-type: none"> UFIへの加盟には費用がかかります(入会金約13万円、年会費約40万円)
174	2	要求水準書	35	30	ア	広域的・国際的マーケティング・プロモーション、国内外ネットワーク形成	国際見本市連盟(UFI)への加盟だが、日本以外の会員からの推薦は県がバックアップするとあるが、日本の会員からの推薦については運営権者が直接依頼する必要があるのか?	<ul style="list-style-type: none"> 日本の会員からの推薦についても県がバックアップします。

175	2	要求水準書	36	19	イ	ヘルプデスク	ヘルプデスクの担当者は常駐が必要なのでしょうか	・提案に委ねます。
176	2	要求水準書	38	1	4	県の役割	県の役割に関して、コストは県が負担するとの理解でよろしいでしょうか	・原則的に県の負担となります。
177	2	要求水準書	38	14	5	任意事業	任意事業にかかる提案に、規制や制限は特にないものとの理解でよろしいでしょうか	・法令等の範囲内である限り、規制や制限は特にありません。
178	2	要求水準書	39	5		多目的利用地	募集要項説明会時に、多目的利用地は展示場建設時の発生土がストックされており、周辺地盤面から1mかさ上げされていると御説明頂きました。集客イベントを実施する場所として、1mの盛土を事業開始前に県の負担によって撤去および整地頂くことは可能でしょうか。	・盛土は撤去できません。
179	2	要求水準書	40	5	4.(1).①	業務遂行上の連携	本施設の運営を開始するにあたり、中部国際空港株式会社とのシステム連携や車番認識システムの導入等を行う必要があるとのことですが、その際に発生する費用等は県が負担するとの認識でよろしいでしょうか。(上記の費用が運営権対価の算出項目に入っていないため)	・空港会社とのシステム連携及び車番認証を含め、駐車場システムは全て県が整備します。 ・維持管理費については運営権者の負担となります。
180	2	要求水準書	40	7	①	主要部分	駐車料金は、中部国際空港株式会社と協議のうえ、主要部分を空港駐車場と同一の料金体系とすること、とありますが、主要部分とはどの部分を指すのか、ご教示ください	・「その他の場合」の料金設定で空港と同一とする部分は以下を想定しています。 ①時間単価 ②1日あたりの最大料金(5日まで) ・「その他の場合」であっても以下の部分は空港と異なります。 ①6日以降の最大料金(空港は30日まで同一料金、展示場は6日以降は時間単価を加算)
181	2	要求水準書	12	9	②	施設利用料金	利用料金について条例の範囲内において、運営権者が定め、県に届け出るとあります。条例の範囲内であれば県による承認は必要なく届け出ればよいという理解でよろしいでしょうか。手続きを具体的にご教示ください。	・お見込みのとおり、県による承認は不要です。
182	2	要求水準書	12	9	②	施設利用料金	既に貴県が受けている予約についても運営権者の定める利用料金における貸出で問題ないとの認識でよろしいでしょうか。異なる場合、収支に大きな影響が出ます。	・お見込みのとおり、運営権者の定める利用料金による貸出で問題ございません。
183	2	要求水準書	14	16	②	統轄マネジメント業務実施体制	統括責任者は現地に常駐が必須でしょうか。	・常駐を必須としません。なお、個別業務の責任者については原則、常駐としてください。(保稅関連業務を除く)
184	2	要求水準書	16	2	(2)-①	マーケティングプロモーション業務	開業当初は国内外への展示場のプロモーション活動が非常に重要な業務になります。海外の展示会への出展などを含め、どの程度の予算計上まで許されるのでしょうか？その部分は、赤字計上と直結してくるので県の判断になると思います。	・予算計上について特に制約を設けておりませんが、開業当初は事業安定化支援の期間であり赤字補てんの対象になることから、基金の枠を目安に収支計画を立ててください。
185	2	要求水準書	16	18	ウ	パンフレット類等の作成、配布等	すでに県で作成しているパンフレット(データ等を含む)については、運営権者となった際に活用できると考えてよろしいでしょうか。また、可能な場合、現在及び運営業務開始時点での在庫見込について御教示下さい。	・運営業務開始日までに県で作成したパンフレット・料金表・フロアマップ等のデータ(PDF)は、運営権者へ提供する予定です。 ・平成29年度は新たなリーフレットを4,000部作成する予定です。30年度及び31年度は開業前準備業務委託において作成することとしております。
186	2	要求水準書	17	4	②	誘致・営業業務	25%の稼働率に向け、継続的な展示会定着までには、主催者も多くの投資が必要になります。展示会場や自治体としてもそれを支援する必要があります。主催者や出展者に対する県の助成金の概要をお示しください。また、展示会場の割引に対する補填の予算は如何ほどでしょうか？	・主催者や出展者に対する県の助成金、また展示会場の割引に対する補填については予定していません。主催者や出展者への金銭的な支援や割引等については、必要に応じて提案してください。

187	2	要求水準書	19	4	オ	施設・設備・備品等の貸出	貸し出していない時の展示会場の使い方としての制約はありますでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県国際展示場条例に基づく利用用途の範囲内であれば、特に制約は設けておりません。 ・目的外使用については貸付が発生しますので、No.282もご参照ください。
188	2	要求水準書	21	14	(イ)	対象設備	専門設備が非常にたくさんありますが、専門業者からの取り扱いレクチャーやアフターフォローサービスはどの程度計画されていますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の引渡し前に、施工者より施設管理者向けの取扱い説明会を予定しています。
189	2	要求水準書	21	14	(イ)	対象設備	ピット内電源設備や排水設備についての仕様変更はA工事としてできますでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・原則としてA工事の仕様変更はできません。
190	2	要求水準書	22	11		空調設備	ミニマムが1万㎡という事で、地場開催の展示会だと、ほとんどが半館使用や1/4館使用になると思いますが、その場合の空調システムはどのような仕様になっていますでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・空調機は、各展示ホールに4台設置しており、田の字型に4分割した空調エリアとしています。なお、4分割する仕切りはありません。
191	2	要求水準書	22	2.4		給水・排水設備	BtoCのイベントをすると現状の計画ではトイレが少なすぎると思うのですが、設備に関して決定後A工事として調整はききますでしょうか？また、仮設のトイレ用の給排水設備や設置場所もA工事として調整はききますでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの器具数は、百貨店相当で算定しており、原則としてA工事の仕様変更はできません。 ・なお、イベントの内容・開催状況に応じて、モール側のトイレ（ホールB1-5）前の廊下（ホールとモールを繋ぐ廊下）の扉の制御により、必要器具数の増減が対応できる計画としています。 ・それを超える器具数が必要と見込まれる場合は運営事業者または催事主催者で対応いただくことになります。
192	2	要求水準書	23	18	(オ)	設備の貸し出し	定められた料金体系に基づきとありますが、料金は運営権者が定めているのでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・設備や備品の貸出料金については、運営権者の提案により、県と協議のうえ、施設設置条例に位置付ける（条例改正）ことになります。
193	2	要求水準書	26	18	(イ)	有人警備	中央監視室・警備室において十分な人数の警備員を常駐させるとありますが、防犯・防災・設備異常の常時監視、緊急時の対応が可能な体制であればよいと考えてよろしいでしょうか。想定されている警備体制があれば御教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・お見込みのとおりです。特に具体的な警備体制は規定しておりませんが、24時間営業を前提とした体制としてください。
194	2	要求水準書	26	22	(イ)	有人警備	催事の開催状況等に応じて、必要となる十分な人員を確保するとありますが、通常業務とイベント業務を区分して考えることは可能でしょうか。通常警備を構成・協力企業が実施するものとし、イベント警備を主催者対応とすることは問題ないでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・通常業務とイベント業務を区分していただいても構いません。 ・通常警備を構成企業・協力企業が実施し、イベント警備を主催者対応とすることに問題はあります。
195	2	要求水準書	27	2	(ウ)	機械警備	実施方針の質問No.153の回答から機械警備に必要な監視カメラ、赤外線センサー、ガラスセンサー、機械警備業者への通報装置等の設置は、全て貴県で実施いただけるという理解でよろしいでしょうか。その場合、機械警備の通報をうける機械警備業者は貴県の指定になるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・No151をご参照ください。 ・機械警備業者は運営権者が指定可能です。 ・監視カメラは県で整備しますが、赤外線センサー、ガラスセンサー、機械警備業者への通報装置等の設置は、開業前準備業務委託で運営事業者で整備するものとしています。
196	2	要求水準書	28	8		総合案内	県の観光案内資料やホテルの案内資料・レストランの案内資料は、県の観光課から支給されるのでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・県が作成する観光リーフレット等、適宜提供します。
197	2	要求水準書	28	13		その他	ものづくり愛知コーナーの設置費用・展示物調達費用・調達協力は県が負担してもらえるのでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・「ものづくり愛知コーナー」については募集要項を修正し、整備しないこととします。
198	2	要求水準書	28	14	ii)	その他	「ものづくり愛知コーナー」について実施方針のQANo.156から運営権者による企画・運営とあります。このコーナーに貴県が求めるものを具体的にお示し頂けないと、応募者によって提案レベルが大きく異なってしまう可能性があります。設置場所、面積、目的、イメージ等をご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・「ものづくり愛知コーナー」については募集要項を修正し、整備しないこととします。

199	2	要求水準書	29	1	iii)	中長期修繕計画書(案)	添付資料9「中長期修繕計画(案)」を確認しましたが、中項目レベルでの費目、想定周期のみの設定であり、当該資料のみでは計画の策定が困難です。中項目未満の費目レベル毎にインシャルコストを含めた資料を開示いただけないでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 項目毎の金額につきましては、詳細設計の段階であり、仕様が決定していないため、お示しすることができませんのでご了承ください。 なお、修繕等を行う事業者については、元施工業者に限定しません。
200	2	要求水準書	29	1	iii)	中長期修繕計画書(案)	現公表資料では中長期修繕計画の策定が困難なため、貴県より修繕計画予定額を公表いただき、費用の加減については落札後の協議・調整とすることはできないでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> No.199をご参照ください。
201	2	要求水準書	29	17	ア	渋滞対策	車両誘導計画の策定や誘導員配置を行うことを求められておりますが、現設計に至るまでの警備協議の履歴・ポイント等について資料等を開示いただけないでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 道路計画における警察協議履歴については開示できませんが、展示場に行く車両が公道に滞留・渋滞することがないように求められております。 ポイントとしては、入口位置を交差点から離し、入口ゲートまでの導流路の延長を長くとするなどの対応を行っておりますが、繁忙時には、乗り入れやゲート等に効果的に人員を配置し、さばき台数を増やす必要があります。 また、繁忙時においては、空港と駐車場の相互利用も想定し、連携を取りながら対応を協議することとしており、駐車場が不足する場合は考慮し、車両誘導計画を立ててください。
202	2	要求水準書	29	17	ア.	渋滞対策	渋滞対策のための誘導員等は、展示会内容、規模、頻度により大きく金額が異なり、通常主催者負担と認識しております。運営権者としての役割は主催者との事前協議・調整、整理誘導員の配置指導等による混雑防止と理解してよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> お見込みのとおりです。
203	2	要求水準書	29	25	イ.	防災・災害対策	帰宅困難者の1日間の滞在を可能にする食料・飲料の調達や更新は貴県と運営権者の何れが行うのでしょうか。運営権者の場合、何人分を備蓄すればよいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> No156をご参照ください。
204	2	要求水準書	29	30	イ	防災・災害対策	本展示会場の開催リスクとして、天災他により空港島への橋が通行不能となった場合が大きく想定されます。主催者に対してのリスク保障は費用負担を含め、県として考えられているのでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> 天災等による催事中止等のリスクについては、原則は運営権者又は主催者が負うものとします。運営権者に過度な負担が発生した場合の対応策については、期間延長も含め、県と運営権者の協議により決定することとします。 なお、空港島連絡橋における通行止の発生件数は、平成18年の開業以来10年間で5回のみであり、うち4回は2時間以内に再開しています(1回は4時間30分)。よって空港島連絡橋の通行止めは大きなリスクとはならないものと認識しています。
205	2	要求水準書	31	5	(エ)	車両誘導等	車両誘導員等は、展示会内容、規模、頻度により大きく金額が異なり、通常主催者負担と認識しております。運営権者としての役割は主催者との事前協議・調整、整理誘導員の配置指導等による事故防止と理解してよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> お見込みのとおりです。
206	2	要求水準書	31	9	②	飲食・売店	展示会を開催していない日は、営業しない考えでしょうか？また、展示会場の稼働率・集客率に応じて営業日・収入が大きく変わる事になりますが、変動的な家賃設定は可能なのでしょうか？また、逆に一定の家賃とした場合、営業保障はありますでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> 飲食・売店機能について、催事開催時は利用者の利便に資するフル機能を求めますが、催事未開催時には柔軟な営業時間の設定が可能です。 なお、運営権者が県へ支払う貸付料は募集要項別紙9のとおりです。
207	2	要求水準書	31	9	②	飲食・売店	施設の一部を常設的に利用する場合の貸付料をご提示ください。また、臨時売店のようなものであれば貸付料は必要ないという理解でよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 公有財産貸付契約が必要となる事業の態様(運営権者が実施する附帯事業の内容等)が確定していないため、現時点でお示しすることができません。 臨時のものについては、愛知県公有財産規則に基づく行政財産の使用許可によることが適当と考えられます。No.282もご参照ください。
208	2	要求水準書	31	10		業務目的	ビジネスセンターの備品やコインロッカーの購入は県の負担でしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ビジネスセンター事務機器の購入は開業前準備で県から運営事業者へ委託します。 コインロッカーは運営事業者側で用意するものとします。

209	2	要求水準書	31	30	ii)	カフェテリア	カフェテリアに内装や設備を設置した場合、事業期間終了時にはスケルトン状態に戻す必要がありますでしょうか。	・その時のテナントの状況等を鑑み、協議により決定します。
210	2	要求水準書	34	22		官民連携による需要創造推進業務	25%の稼働率に向け、継続的な展示会定着までには、主催者として多くの投資が必要になります。採算が取れる催事に成長するまでには赤字開催が想定されると思いますが、補填予算はどの程度まで可能なのでしょうか？出展者に対する県からの補助はお考えでしょうか？	・展示会産業振興のための基金設置を予定しています。基金の詳細については、募集要項別紙4-1を参照してください。 ・出展者に対する県からの補助は考えていませんが、必要に応じて、官民連携による需要創造推進業務の一部とするなど、提案してください。
211	2	要求水準書	34	22		官民連携による需要創造推進業務	実質、推進団体が新しいイベントの主催者になると思います。それを支援する運営・設営などの外部委託業者が必要になりますが、長期的視点に立ち、継続的に連携する為にもSPCの判断で業者選定していいのでしょうか？	・官民連携による需要創造推進業務の実施体制・組織(外部委託等含む)については、事業者へ提案を求めるとしてあります。詳細については、提案内容をもとに県と運営権者等との協議のうえで決定するものとします。 ・なお、他の応募企業、応募グループの構成企業及び協力企業については、募集要項3(1)応募者の構成に記載のとおり、SPC外に設置した実行委員会等の方式により行う場合のみ、県の承諾を得たうえで参画できます。
212	2	要求水準書	36	23		サポートサービス	SPCが行う有料のサポートサービスの種類は、SPCの判断で設置しているのか？そのサポートサービスで会場を使う場合はSPCの判断で料金設定しているのか？	・官民連携による需要創造推進業務の実施内容については、事業者へ提案を求めるとしてあります。サービス内容や料金設定等の詳細については、提案内容をもとに県と運営権者等との協議のうえで定めるものとします。
213	2	要求水準書	36	27		展示会企画開催	見本市・展示会等の催事のテーマや開催概要、開催回数等については、県の各種行政計画や施政方針、事業者からの提案内容等を踏まえて、県と運営権者、その他関連団体等との協議のうえで決定する。とありますが、現状の開催回数や使用面積の想定はどの程度でしょうか？	・具体的な想定はなく、事業者からの提案に委ねますが、まずは1ホールからはじめるなど小さく生んで、大きく育てることを目指します。
214	2	要求水準書	37	31		運営体制	SPC外に別途法人を設置する場合は、SPCからの過半の出資をもって構成することとする。とありますが、残りは県からの出資ということでしょうか？	・提案に委ねますが、県からの出資の他、グループ外の企業や経済団体等も想定しています。
215	2	要求水準書	38	1		県の役割	最大限、どの程度までの支援を見込まれているのでしょうか？年間の予算をお教えてください。	・予算は議決事項のため、現状で目安や上限を想定することはできませんが、要求水準書にて想定(例示)した県の役割のうち、「県が主導する催事の企画・調整」「国家的な催事の誘致」「国や関係機関との連携・調整」「地元市町村との連携・調整」「地元企業や経済団体等への働きかけ」「国内外の現地事務所を通じた情報収集等」については、事業予算を伴わない職員の人件費のみにて対応可能です。 ・事業費を伴うものについては、必要に応じその都度予算要求を行います。
216	2	要求水準書	38	14		任意事業	会場躯体を使用した壁面バナーなどはSPCの判断で設置していいのでしょうか？県の許可がある場合、設置不可はどのような場所でしょうか？	・壁面広告を収益事業として行う場合は、該当箇所について県から運営権者への貸し付けが必要になります。 ・屋内については、場所の制限は特に想定していませんが、上記貸付に当たり事前協議が必要です。 ・屋外については、屋外広告物条例、中部臨空まちづくりガイドラインの規定を遵守してください。
217	2	要求水準書	38	14		任意事業	多目的利用地や湾岸用地は、仮設の駐車場や車両待機場として使用していいのでしょうか？	・No.11をご参照ください。
218	2	要求水準書	38	14		任意事業	開業当初、デジタルサイネージや音響照明機材はどの程度、設置予定でしょうか？設備備品調達の一部として提案する物に入るのでしょうか？既設の会場放送設備はどの程度設置されているのですか？	・デジタルサイネージ、会議室音響映像機材は設備備品調達の中でご提案いただきます。 ・既存の放送設備については、守秘義務資料1備1-9の「非常放送設備」をご覧ください。

219	2	要求水準書	39	11	②	売電事業	閲覧可能であった計画図では、サブ変電所(SS-1及びSS-2)2か所にそれぞれ500kw(100kw*5)が、建築動力回路に供給することになっていますが、展示場の運営で、「長期休館」・「平日」・「夜間」において、使用電力が太陽光電力より下回った場合(余剰電力発生状態の場合)の逆潮流防止の対策はどのように計画されていますか？	・売電事業を行う場合は、余剰売電となりますので、余剰分は電力会社系統へ逆潮流(売電)することとなります。
220	2	要求水準書	39	11	②	売電事業	今回の受変電設備を計画するにあたり、系統連係指針に基づいての計画と思いますが、たとえば点検作業のため、サブ変電所を停電することになった場合、太陽光発電設備からの発電によっての逆潮流をどのようにすることにしておりますでしょうか。	・サブ変電所を停電する場合は、負荷側の太陽光発電設備のパワコンディショナーも停止する必要があります。 ・よって、SS-1点検時はSS-2の発電分のみ(逆も然り)が逆潮流することとなります。
221	2	要求水準書	40	1		業務遂行上の連携	展示会場職員や展示主催者への特典として橋の利用料の割引はあるのでしょうか？	・現状では、割引はありません。
222	2	要求水準書	40	7	①	駐車場運営における協力・連携	システムの互換性確保や、在車台数情報の相互確認等が求められておりますが、これらのハード面の整備は基県負担と理解してよろしいでしょうか。ハードが整っていない中でこれらの運用を行うことは、大きなコストがかかります。	・No179をご参照ください。
223	2	要求水準書	42	7	②	ガバナンスの維持	第三者機関・ファシリテーターはどのような人物を想定しているのでしょうか。基県・運営権者共に利害関係のない第三者となるのでしょうか。また、第三者機関・ファシリテーターにかかる費用については貴県にて御負担いただけるのでしょうか。	・「第三者機関」の構成員は、第三者であり中立的かつ専門的な視点からのアドバイスを実施しうる有識者等を想定します。また「ファシリテーター」は、運営権者・県の双方と信頼関係のある(もしくは構築しうる)人物を想定します。 ・第三者機関の構成員は、県と運営権者の双方から候補者を選定し、県と運営権者の合意の上で決定します。 ・ファシリテーターの選定は、第三者機関が、同機関の構成員もしくはそれ以外の適切な主体を選定します。 ・第三者機関およびファシリテーターに関する経費は、県と運営権者の折半とします。
224	3	(添付資料2)優先交渉権者選定基準	4	11	4-(2)-ア	プレゼンテーション及びヒアリング審査について	プレゼンテーション及びヒアリングの詳細(下記)をご教示願います。 ・提案者側の出席可能人数 ・時間配分 ・投影の可否、プレゼンテーションソフトの使用の可否 ・提案者側で準備する機材	・以下を予定しています。 【提案者側の出席可能人数】 ・10名程度を上限(事業責任者は必ず出席を求める) 【時間配分】 ・プレゼンテーション 20分 ・ヒアリング及び対話 30分 【投影の可否、プレゼンテーションソフトの使用の可否】 ・可。ただし提案資料に記載のない事項の追加や提案資料と異なる内容は不可。 【提案者側で準備する機材】 ・スクリーン、プロジェクタは県で用意する。それ以外に必要な機材は持参のこと。 ※なお、当日の対話を効率的・効果的に進めるため、事前に提案者と県の双方で質問事項及び回答案を送付し合ったうえで当日に臨むことを予定しています。
225	3	(添付資料2)優先交渉権者選定基準	10			提案金額に関わる審査事項	評価ポイントに記載の算式をお示し願います。	・非公開とします。
226	3	(添付資料2)優先交渉権者選定基準	29			実績を証する書類	受注形態に関して、共同企業体であっても出資を伴わない場合は、実績としてお認め頂けるのでしょうか。	・出資が伴わない場合、施設維持管理の実務を包括的に実施しているものを実績として認めます。その場合、業務の内容等について、「実績を証する書類」における「維持管理業務の内容」欄にその詳細を記載するとともに、必要に応じて必要資料を添付してください。

227	3	(添付資料2) 優先交渉権者 選定基準	29			実績を証する書類	添付する実績確認資料に関して、契約相手方との守秘義務に関する取り 決めにより開示が困難な場合の取扱いについてお考えをお示し願いま す。	・契約等の事実関係が証明されない場合は、実績として認めることができません。守秘と すべき部分を黒塗りするなどの対応を行っていただいても結構ですが、契約内容等の事 実関係が確認できるようにしてください。
228	4	(添付資料3) 様式集及び記 載要領	1	23	③	有価証券報告書	有価証券報告書を作成していない場合、計算書類を提出いたしますが、 計算書類は貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注 記表・付属明細書が含まれていれば宜しいでしょうか。	・有価証券報告書がない場合は、これに代替するものとして、直近3期分の事業報告及 び計算書類(単体及び連結)の提出をお願いします。
229	4	(添付資料3) 様式集及び記 載要領	1	23	③	有価証券報告書	有価証券報告書について、原本の提出でしょうか。又はHPで公開してい る電子版(会社印なし)で宜しいでしょうか。	・原本の提出をお願いします。
230	4	(添付資料3) 様式集及び記 載要領	1	26	C	有価証券報告書	親会社が有価証券報告書を提出した場合、子会社は事業報告書及び単 体の計算書類のみの提出でよろしいでしょうか。	・親会社が有価証券報告書を提出した場合においても、有価証券報告書を作成してい ない子会社においては、これに代替するものとして、直近3期分の事業報告及び計算書 類(単体及び連結)の提出をお願いします。
231	4	(添付資料3) 様式集及び記 載要領	1	29	1- (3)- ③-e	添付書類	親会社等が、PFI法第9条第4号に規定する欠格事由に該当しない場合 には、③添付書類 e に記載の書類の提出は不要との認識でよろしいで しょうか。	・親会社等が、PFI法第9条第4号に規定する欠格事由に該当しない場合においても、 「③添付種類」に記載している書類の提出をお願いします。
232	4	(添付資料3) 様式集及び記 載要領	1	30	(3)ア ③	添付書類	f.法人税納税証明書、g.消費税納税証明書につき、未納の税額がないこ との証明書(その3の3)でよろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。
233	4	(添付資料3) 様式集及び記 載要領	1	31	③	法人納税証明書	納税証明書は『その1』『その3の3』『法人事業税』『法人都民税』で宜しい でしょうか。	・『その3の3』で結構です。
234	4	(添付資料3) 様式集及び記 載要領	1	31	f.	法人税納税証明書	法人税納税証明書及び消費税納税証明書ですが、法人税と消費税及 地方消費税に未納がないことの証明として納税証明書(その3の3)の提 出で問題ないでしょうか。	・お見込みのとおりです。
235	4	(添付資料3) 様式集及び記 載要領	1	31,32	1- (3)- ③-f. g	納税証明書	両納税証明書については、募集要項公表日以降に交付された、納税証 明書その3の3(未納税額が無いことの証明書)でよろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。
236	4	(添付資料3) 様式集及び記 載要領	1			計算書類	直近3期分の事業報告及び計算書類(単体及び連結)とありますが、連 結決算を作成していない場合は、添付不要であるとの理解でよろしいで しょうか？	・お見込みのとおりです。
237	4	(添付資料3) 様式集及び記 載要領	1			納税証明書	法人税納税証明書、消費税納税証明書とありますが、納税証明書その3 の3((法人税と消費税及地方消費税の未納のないことの証明)でよろし いでしょうか？	・お見込みのとおりです。
238	4	(添付資料3) 様式集及び記 載要領	4	6		ものづくり愛知コー ナー	ものづくり愛知コーナーの位置及び大きさ(面積、天井高さ)をお示し願 います。	・「ものづくり愛知コーナー」については募集要項を修正し、整備しないこととします。
239	4	(添付資料3) 様式集及び記 載要領	29	-	-	受注形態について	指定管理業務での施設維持管理実績を記載する場合、指定管理業務 は出資がございません。出資比率記入欄は空欄で宜しいでしょうか。	・出資比率記入欄は空欄で結構です。
240	4	(添付資料3) 様式集及び記 載要領	29	最終行	※	資料について	実績確認できる書類とは、自治体との間で結んでいる協定書又はコン ソーシアム間で結んでいる協定書等で宜しいでしょうか。	・お見込みのとおりです。

241	4	(添付資料3) 様式集及び記載要領	-	-	-	様式E-2-①	収支計画表について、平成31年10月より消費税10%となる想定で記載することとなっております。消費税10%変更後の収入根拠となる利用料金設定についても運営権者側で提案するという理解でよろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。
242	4	(添付資料3) 様式集及び記載要領	-	-	-	様式E-2-①	「展示会産業振興基金(仮)への支出」と「公共施設等運営権対価減価償却費」を記入する欄がございます。最初に基金に収める公共施設等運営権対価については「公共施設等運営権対価減価償却費」に記載するという理解でよろしかったでしょうか。	・お見込みのとおりです。
243	4	(添付資料3) 様式集及び記載要領	-	-	-	様式E-2-①	「展示会産業振興基金(仮)への支出」と「公共施設等運営権対価減価償却費」を記入する欄がございます。プロフィットシェア金額については目標値を上回った場合なので応札時には記載できないと考えておりますが、「展示会産業振興基金(仮)への支出」についての記載はどのような費目を想定されていますでしょうか。	・想定稼働率25%を超えた意欲的な収入計画など、プロフィットシェアの適用を前提とする場合などに、「展示会産業振興基金(仮)への支出」を計上ください。
244	4	(添付資料3) 様式集及び記載要領	-	-	-	様式O-2	開業前準備業務に関する見積を提案することとなっておりますが、平成29年度の委託金額3,672,000円以外に金額に関する制約はなく、業務遂行に必要な金額について事業者による自由な提案を行ってもよいと考えてよろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。No.324-325もご参照ください。
245	4	(添付資料3) 様式集及び記載要領	16	-	-	第二次被開示者への資料開示通知書	当該様式については、対象となる二次被開示者が発生した都度提出すれば良いと考えてよろしいでしょうか。	・都度提出でも結構ですし、一括して提出いただいても結構です。
246	5	(添付資料4) 基本協定書(案)	5	9	第5条2項	株式の譲渡	一の構成員(代表企業の場合も含む)が運営権者に対して融資を行う場合、当該構成員のために、他の構成員が保有する株式の担保権を設定することについて、愛知県は承諾頂けますでしょうか？	・基本協定書第5条第2項の要件を充足するのであれば、可能です
247	5	(添付資料4) 基本協定書(案)	5	22	第9条第1項	談合その他の不正行為による実施契約の不締結等	“優先交渉権者の選定手続き”とありますが、具体的にいつからいつまでを指すのかをご教示いただけませんか。	・「優先交渉権者の選定手続」は、時的には募集要項の公表から優先交渉権者の決定・公表までの期間ですが、基本協定書第9条第1項は、優先交渉権者の選定手続「に関して」同項各号のいずれかに該当した場合の不締結等を定めたものであり、第9条第1項各号のいずれかに該当したのが上記の時的期間外の場合であっても、優先交渉権者の選定手続「に関して」該当したと認められる場合もあり得ることにはご留意下さい。
248	5	(添付資料4) 基本協定書(案)	5	35	第5条5項	株式の譲渡	代表企業のみ運営開始日から5年間、議決権株式等の譲渡が制限されていますが、事業予定者の事業実施の継続を阻害しないと判断がなされれば、代表企業でも譲渡が認められてもよいのではないのでしょうか？代表企業の議決権株式等の譲渡についても他の構成員と同様に制限されない規定として頂けませんでしょうか？	・代表企業については、運営開始日から5年間、議決権株式等の譲渡を制限しますので、ご理解ください。
249	5	(添付資料4) 基本協定書(案)	8	11	第11条	基金の不設置等による実施契約の不締結等	基金関連法令を整備することができず、本事業を実施する場合においても、何らかの形で、赤字負担、及び官民連携組織が実施する事業の経費負担は実施していただけるのでしょうか。	・基金が設置されなかった場合であっても、県は、運営権対価を財源として、事業安定化及び官民連携事業の負担金を負担します。
250	5	(添付資料4) 基本協定書(案)	8	15	第11条第2項	基金の不設置等による実施契約の不締結等	運営開始予定日までに基金関連法令を整備することができないことによって、乙の構成企業に損害が発生した場合、その責任は貴県にあると考えます。ついては、乙の構成員に発生した損害について賠償していただけますようよろしくお願い申し上げます。	・当初案のとおりとします。 ・なお、基金が設置されなかった場合であっても、県は、運営権対価を財源として、事業安定化及び官民連携事業の負担金を負担します。

251	5	(添付資料4) 基本協定書 (案)	8	21	第11 条 第3 項	基金の不設置等による実施契約の不締結等	運営権対価につきまして、基金関連法令を整備することができない場合は、貴県の予算の有無にかかわらず、速やかに返還していただきます明記の程よろしくお願い申し上げます。	<ul style="list-style-type: none"> ・当初案のとおりとします。 ・なお、基金が設置されなかった場合であっても、県は、運営権対価を財源として、事業安定化及び官民連携事業の負担金を負担します。
252	5	(添付資料4) 基本協定書 (案)	8	25	第9条3項	談合その他	第3項の違約金罰としての賠償金は、第2項の違約金罰としての賠償金と合わせて請求される可能性があるのでしょうか？あるいは、第2項の賠償金は適用されず、第3項の賠償金が請求されるとの理解でよろしいでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・第1項各号に該当したことに加えて、更に第3項各号に該当した場合には、第3項に「前項の規定にかかわらず、」とありますとおり、第2項の違約金は請求されず、第3項の違約金が請求されます。
253	5	(添付資料4) 基本協定書 (案)	8	31	第9条3項(3)	談合その他	「愛知県建設工事関係入札者心得書第9条の2の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき」とありますが、「愛知県建設工事関係入札者心得書第9条の2の規定に抵触する行為を行ったとき」の間違いではないでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・第(3)号は本件では適用場面がないため、削除致します。
254	5	(添付資料4) 基本協定書 (案)	9	3	第9条5項	談合その他	構成員の連帯責任が規定されていますが、入札グループとはいえ、別々の会社であり、削除頂けませんでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員の連帯責任としますので、ご理解ください。
255	5	(添付資料4) 基本協定書 (案)	10	7	第10条4項	暴力団排除	構成員の連帯責任が規定されていますが、入札グループとはいえ、別々の会社であり、削除頂けませんでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員の連帯責任としますので、ご理解ください。
256	5	(添付資料4) 基本協定書 (案)	11	24	第14条	代表企業の責任	代表企業が事業予定者が愛知県に対して負担する義務を引き受けると規定されていますが、代表企業にとって過度な条件であり、本条項の削除をお願いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・当初どおりとしますので、ご理解ください。
257	5	(添付資料4) 基本協定書 (案)	12	22	第18条	有効期間	通常の場合、協定終了後の効力継続は守秘義務に限定されることが多いと考えますので、本号は秘密保持のみとして頂けませんでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・第18条第3項各号に列挙した規定は、実施契約締結後も実施契約の当事者とはならない構成企業との関係で維持する必要のある規定ですので、修正は想定していません。
258	5	(添付資料4) 基本協定書 (案)	-	25	第11 条	基金の不設置等による実施契約の不締結	事業権対価の返還について、「必要な予算が定められていることを条件として」とは、予算が定められなければ支払を行わないととれます。実施契約の不締結を方針と定めた場合、予算は必ず定められると考えてよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の成立には県議会の議決が必要であるため、必ず定められるとはいえませんが、制度上、予算の成立が条件となります。
259	5	(添付資料4) 基本協定書 (案)	-	27	第11 条	基金の不設置等による実施契約の不締結	事業権対価の返還について、無利息での返還とされていますが、運営権者側からすると資金調達に伴い利息が発生し、返還時に損失が発生します。基金関連法令の整備未達は、政策リスクであり、利息等についても発注者帰責として損失補償ができる仕組みとしていただけないでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業権対価の返還について、無利息での返還としますので、ご理解ください。 ・なお、基金が設置されなかった場合であっても、県は、運営権対価を財源として、事業安定化及び官民連携事業の負担金を負担します。
260	5	(添付資料4) 基本協定書 (案)	-	27	第11 条	基金の不設置等による実施契約の不締結	実施契約(当初分)の締結後の契約解除となれば、SPC設立後となり、運営権者は相応の経費を投じている状況が想定されます。基金関連法令の整備未達は、政策リスクであり、経費等についても発注者帰責として損失補償ができる仕組みとしていただけないでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・当初案のとおりとします。 ・なお、基金が設置されなかった場合であっても、県は、運営権対価を財源として、事業安定化及び官民連携事業の負担金を負担します。
261	5	(添付資料4) 基本協定書 (案)	-	30	第12 条	実施契約不調の場合の処理	事由の如何を問わず実施契約の締結・解除がなされた場合の規定とされていますが、貴県の帰責による事由を起因とする場合、本事業の準備に関して支出した費用について損失補償として乙が請求できる仕組みとしていただけないでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・当初案のとおりとします。 ・なお、実施契約(当初分)及び実施契約(追加分)に定める場合を除くとしており、県の任意による解除、県の事由による本契約の解除の場合の損失補償については、実施契約(当初分)第90条第1項において損失補償について規定しています。
262	5	(添付資料4) 基本協定書 (案)	-	31	第7 条	実施契約 2項	基金関連法令の整備について、いつ頃議会の承認・整備を予定されているのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・基金条例を2019年(平成31年)2月議会に提案を予定しています。

263	6	(添付資料5)公共施設等運営権対価実施契約書(案)	1	33	第3条第3項	追加契約の締結等	運営権存続期間に関して、多目的利用地のみ前倒しで平成36年3月31日までとなっていますが、この期限は当土地における、愛知県有料道路事業者によるホテル建設時期との関係で設定しているのでしょうか。また、ホテル事業の計画がなくなった際、それに代わる別の事業構想/計画はあるのでしょうか。	・No4をご参照ください。
264	6	(添付資料5)公共施設等運営権対価実施契約書(案)	2	3	第3条第4項	追加契約の締結等	赤字補填またはロスシェアにより基金の財源が枯渇した場合の対処はどうなるのでしょうか。	・No14をご参照ください。
265	6	(添付資料5)公共施設等運営権対価実施契約書(案)	2	3	第3条4項	運営権対価の返還	「県及び運営権者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、本項に定める運営権対価の返還を除き、相互に債権債務関係を生じないものとする。」とありますが、運営権対価の支払の一部を借入で賄った場合、返済までの経過利息や期日前返済を行うにあたってのペナルティが事業者が発生しえます。事業者の責めによらない事由ですので、実施契約解除により生じた損失についてはご負担頂けませんでしょうか？	・当初案のとおりとします。 ・なお、基金が設置されなかった場合であっても、県は、運営権対価を財源として、事業安定化及び官民連携事業の負担金を負担します。
266	6	(添付資料5)公共施設等運営権対価実施契約書(追加分)	2	25	第5条	事業安定化支援	募集要項別紙5では愛知県は営業利益のマイナス分を負担するとありますが、本項はロスシェアリングの規定になっております。ご確認をお願いします。	・第5条は当初5年間の事業安定化支援に係る条項ですので、ご確認ください。なお、「支出の実績値の合計額」については、「支出の計画値の合計値」に修正します。
267	6	(添付資料5)公共施設等運営権対価実施契約書(案)	2	31	第5条	施設設置管理条例	利用料金の減免規定を設ける場合、収入に大きな影響を与えます。減免分については補填をお願いいたします。	・愛知県国際展示場条例において「知事は、災害その他特別の理由がある者に対しては、使用料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。」としてあります(第4条第4項)。これを適用するかどうかは個別の判断になりますので、運営権者とも補てんを含め個別に協議することとなります。 ・なお、運営事業者において割引料金の設定をすることは妨げません(県は割引分の補てんをしません)。
268	6	(添付資料5)公共施設等運営権対価実施契約書(案)	3	3	第6条	ロスシェアリング	「施設維持管理運営業務及び附帯事業運営業務の収入の実績値の合計額」とありますが、附帯事業運営業務を外部委託し、附帯事業運営業務の受託者から何らの手数料等を受領しない場合、附帯事業運営業務の収入の実績値はゼロと理解してよろしいでしょうか？	・手数料等の受領の有無に関わらず、附帯事業運営業務の収入の実績値も加えてください。
269	6	(添付資料5)公共施設等運営権対価実施契約書(案)	4	29	第9条	開業前準備業務	開業前準備業務の契約スケジュールをご教示ください。また、落札者決定後速やかに契約締結となるため、開業前準備業務の契約書案を事前に公表いただけないでしょうか。	・運営権の設定議案を本年12月の県議会に提案予定であることから、議決を前提として、翌1月には契約を締結する予定です。 ・以降、年度ごとの契約となります。 ・備品の購入については、平成31年度に別途契約予定です。 ・契約内容は、提案を踏まえて決定しますので、現段階で契約書案をお示しできませんが、想定する業務内容についてはNo324をご参照ください。
270	6	(添付資料5)公共施設等運営権対価実施契約書(案)	10	10	第21条1項	(公共施設等運営権の設定及び効力発生)	「①運営権設定対象施設のうち大規模展示場、～(中略)運営権者が運営権設定対象施設に係る施設維持管理運営業務を実施するための運営権をそれぞれ設定する」とあります。附帯事業運営業務は入らないのでしょうか？	・「附帯事業運営業務」を含みます。
271	6	(添付資料5)公共施設等運営権対価実施契約書(案)	11	27	第21条5項	(公共施設等運営権の設定及び効力発生)	運営権者は自らの費用により運営権の登録を行うとありますが、貴県におかれて実施される登録費用についても有償となりますでしょうか？	・運営権の登録は運営権の設定を受けた者が行うこととされております。 ・県は運営権の設定書を交付しますが、これに係る運営権者の費用負担はありません。

272	6	(添付資料5)公共施設等運営権対価実施契約書(案)	12	5	第21条8項	公共施設等運営権の設定及び効力発生	「県及び運営権者は、かかる遅延に伴い運営権者に発生した合理的な増加費用及び損害の最終的な負担方法について、誠実に協議する。」とありますが、協議するのは負担方法であり、最終的な負担者は愛知県であることを確認願います。	・本項は、県又は運営権者の責めに帰すべき事由以外の事由により運営開始日が運営開始予定日より遅延した場合について定めたものですので、最終的な負担者は愛知県ではなく、本項に定める協議に従って決定されます。
273	6	(添付資料5)公共施設等運営権対価実施契約書(案)	12	13	第22条第3項	運営権対価の支払い及び運営開始日以降の返還	事業契約解除時における運営権対価の返還について、赤字補填、ロスシェア分の控除については理解できるのですが、官民連携組織の経費のうち本来貴県負担分である経費も控除の対象となるのでしょうか。	・官民連携事業は、独立採算を目指すものであり、それまでの間の資金不足に対する補てんとして、運営権対価の収入を充てることを原則としています。従って、控除の対象とします。
274	6	(添付資料5)公共施設等運営権対価実施契約書(案)	12	16	第22条	運営権対価の返還	運営権対価はあくまで本施設における運営権対価として貴県にお支払いするものと認識しております。運営権が残存期間満了日前に取り消された場合、公共施設等運営権対価減価償却費の残額をお支払いください。資金調達方法によりますが、運営権者としても公共施設等運営権対価減価償却費の残額の返済義務が残るため、現状の返還ルールですと違約金以上に重い罰則が運営権者に課せられることになり、参画検討の際大きな懸念事項となります。	・当初案のとおりとしますので、ご理解ください。
275	6	(添付資料5)公共施設等運営権対価実施契約書(案)	12	29	第22条	運営権対価の返還	第81条に基づき本契約が解除された場合には運営権対価の返還がないこととなっておりますが、運営権者が責務を果たしていても市場ニーズの変化等により、売上げが上らずSPCの収支が悪化することが考えられます。第81条1項(7)号に該当する場合については運営権対価の返還対象としてください。	・第81条1項(7)号において、「運営権者の責により運営権者の財務状況が著しく悪化した場合」とします。
276	6	(添付資料5)公共施設等運営権対価実施契約書(案)	13	19	第25条2項	運営権設定対象施設等の瑕疵担保責任	「県は、建築請負業者をして、瑕疵の修補を行わせる。県は、運営権設定対象施設の瑕疵につき、建築請負業者が県に対して責任を負う限度でのみ、運営権者に対して責任を負う」とありますが、建築請負業者が負担する瑕疵担保責任を明記願います。	募集要項に関する質問への回答別紙②をご参照ください。
277	6	(添付資料5)公共施設等運営権対価実施契約書(案)	13	19	第25条2項	運営権設定対象施設等の瑕疵担保責任	「県は、建築請負業者をして、瑕疵の修補を行わせる。県は、運営権設定対象施設の瑕疵につき、建築請負業者が県に対して責任を負う限度でのみ、運営権者に対して責任を負う」とありますが、当該瑕疵により予約済みの催事が行えなくなった場合、主催者に対してペナルティの発生やSPCには逸失利益が生じることが想定されます。このような損害(逸失利益を含む)は運営権者が負担すべき損害ではありませんので、県が負担することを明記願います。	・運営権対象施設の瑕疵により催事等が中止され、損害等(逸失利益を含む)が発生した場合には、県が負担することとします。
278	6	(添付資料5)公共施設等運営権対価実施契約書(案)	13	20	第25条	運営権設定対象施設等の瑕疵担保責任	運営権設定対象施設の瑕疵により、運営権者の施設運営に支障を来した場合、営業補償はしていただけるという認識で宜しいでしょうか。(漏水が発生し、展示場が使えない場合等)	・No277をご参照ください。
279	6	(添付資料5)公共施設等運営権対価実施契約書(案)	13	22	第25条	瑕疵担保責任	貴県で責任を負う瑕疵担保責任について運営権者として協力を行いますが、この修繕期間に施設の営業が不可能となった場合には、既に入っている予約について営業補償をしていただけないでしょうか。また、当該事案に起因するキャンセルについて主催者から損害賠償を請求された場合については貴県の負担としていただけないでしょうか。	・No277をご参照ください。
280	6	(添付資料5)公共施設等運営権対価実施契約書(案)	13	23	第25条2項	運営権設定対象施設等の瑕疵担保責任	瑕疵の修補は、「請負業者が県に対して責任を負う限度でのみ」、責任を負うとされています。瑕疵担保責任の所在を具体的に明らかにして頂くため、請負業者と貴県との間で取り結ばれた契約の内容を明示して頂けませんでしょうか。	募集要項に関する質問への回答別紙②をご参照ください。

281	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	13	32	第26条2項	運営権設定対象施 設の一部貸付	公有財産貸付契約を開示願います。	・公有財産貸付契約が必要となる事業の態様(運営権者が実施する附帯事業の内容等)が確定していないため、現時点でお示しすることができません。
282	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	13	32	第26条2項	運営権設定対象施 設の一部貸付	運営権設定対象施設には貸付料は発生しないとの理解でよろしいでしょうか？	・運営権の設定対象施設であっても、貸付料は発生します。 ・募集要項別紙9のとおり、飲食・売店等利用者利便施設の運営等のため、運営権者が本施設の一部(床面等)を協力企業等へ貸し付ける等の場合には、まず県から運営権者に対して当該部分を貸し付けることとしております。 ・県から貸し付けを受けた運営権者が、協力企業等へ当該部分を転貸等することで附帯事業等が実施されることを想定していますが、県から当該部分の貸し付けを受けた運営権者は、愛知県公有財産規則に基づき県に対して貸付料を払う必要があります。 ・これ以外にも、愛知県国際展示場条例に定めのない用途で運営権者等が本施設の一部(床面等)を占有して使用する場合には、その態様により貸付または行政財産の使用許可による必要となる場合がありますので、個別の協議により決定することになります。
283	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	13	32	第26条2項	運営権設定対象施 設の一部貸付	多目的用地に貸付料は発生するのでしょうか？運営権設定対象施設であるのに、貸付料が発生することに違和感がありますが、この点、ご教示頂けますでしょうか？	・多目的利用地は、平面貸しをする施設として条例で使用料が定められておりますので、その範囲での利用に限られ、ここで言う貸付料は発生しません。 ・No.282もご参照ください。
284	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	13	35	第26 条 4項	運営権設定対象施 設の一部貸付	賃貸部分を第三者に貸し付ける場合、「賃貸借契約を締結し、当該契約の写しを県に提出しなければならない。」とあります。指定管理者として行政財産の使用許可を出すことで、煩雑な手続きを省くことは不可能でしょうか。	・指定管理者は、愛知県国際展示場条例に基づき展示会主催者等に対して展示場の展示ホールや会議室等の利用を許可することはできませんが、自動販売機を設置する等のために行政財産の使用を許可する権限は有していません。 ・当該条文は、運営権者が飲食・売店を第三者であるテナントに貸す場合や、展示場内のスペースを自動販売機事業者に貸す場合などを想定したものです。No282をご参照ください。
285	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	14		第29条	運営権設定対象施 設の更新投資	老朽化及び劣化等の防止及び修復のために事業終盤に行った更新投資は、耐用年数の長いものについては運営権者が事業収入で賄えない可能性があるため、愛知県にて耐用年数の残存相当分を負担頂けませんでしょうか？	・更新投資については、事業終盤においても、原則として中長期修繕計画に基づいて県と運営権者において分担することを原則とします。なお、第30条にて県による更新投資が行えるとしているため、事業終盤における更新投資をどちらが行うかについて、協議することができると思料します。
286	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	16	10	第33 条	備品等の調達	備品等の調達に記載されておりますが、開業前準備業務委託の要求水準に「維持管理運営業務のうち、設備・備品等の調達業務については、別途業務委託契約を締結するものとする。」とあります。また、維持管理運営事業負担金計算方法の対象に原画償却費が入らないことから、設備・備品等の調達業務については、本契約・開業前準備業務委託契約とは別の第3の契約になるということでしょうか？その場合別途費用を貴県にて御負担いただけると理解してよろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。 ・詳細は、守秘義務対象資料2を参照してください。
287	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	20	9	第47 条 第2 項	要求水準の変更	“それ以外の場合には～”とありますが、貴県、運営権者両方の帰責ではない事由による法令変更の場合は別途協議とさせていただけないでしょうか。	・当初案どおり「それ以外の場合」には運営権者の負担とします。要求水準については、原則として県より運営権者に変更の通知を行うものですが、その際に、事前に県と運営権者との間で協議を行うこととしておりますので、ご理解ください。
288	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	21	17	第52 条	県による指示等	県の調査・指示について、対応に係る費用を算出するため想定している内容・頻度をご教示ください。	・事業の適正性の確保については、モニタリング基本計画に基づいて定期的なモニタリングを行うことを基本としますので、本条の規定は例外的なものであり、業務の遂行に何らかの問題が生じた際に実施する想定です。

289	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	28	16	第63 条 第2 項	責任及び損害等の 分担原則	当該項目について、国の承認・確認を受けた上で事業を実施した場合に ついての損害等については、国と運営権者で協議し、責任、損害の負担 先を決定すべきだと存じます。つきましては、そのような主旨の文章に修 文していただけないでしょうか。若しくは当該項目を削除していただけない でしょうか。	・本項目は、運営権者からの報告、説明等により、県が受動的(消極的)に承認、確認等 を行った事案について、県は責任を負わないという主旨であると考えます。そのため、当 初案のとおりとしますので、ご理解ください。
290	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	28	18	第63 条	消費税に係る税率 改正	本施設では予約が実際の利用の1年以上前に発生します。消費税改定 に合わせて利用料金設定の見直しを実施しても、消費税改定前に申し 込み・入金があり、実際の利用が消費税改定後になる場合は消費税増 税分運営権者が赤字となります。消費税改定タイミングによるリスクは運 営権者側ではコントロールしようがなく、当該事由による損失に限っては 補てんとしてください。	・消費税改定に伴う県からの補てんは想定しておりません。消費税率改定を見込んだう えでの利用料金設定及び収支計画を検討してください。
291	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	29	26	第65 条 3項	政策変更に基づく 協議及び追加費用 の負担	「合理的に期待できる範囲のリスク低減策」とは何ですか、お示しくださ い。	・政策変更による逸失利益を低減することができる対応策一般(但し、合理的に期待可 能な限度のもの)をいい、具体的な策は問題となる政策変更の内容など具体的事情次 第ですので、現時点で例示できるものではありません。
292	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	30	9	第66 条	事業所税	現状では必要ありませんが、事業期間中に事業所税が必要となった場合 については当該費用について補てんをお願いします。	・税制変更については利用料金改定による対応を想定しています。
293	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	31	31	第70 条	不可抗力に基づく 協議及び追加費用 の負担	営業補償、施設復旧費等について運営権者負担であるような回答に見 受けられますが、運営権者側の負担があまりにも大きく、発生時における 県の支援がなければ、事業継続もままならない事態になると想定されま す。 運営期間の延長ではなく、資金援助の方針にて再度ご検討をお願い致 します。	・施設復旧費については、建物基幹部分の機能維持に関わる修繕は、中長期修繕計画 の考えに基づき県の負担とします。 ・不可抗力による逸失利益については、ロスシェアの範囲内での対応とすることとし ます。 ・不可抗力により著しい運営環境の変化があったときにはその対応について、期間延長 も含め、協議により決定することとします。
294	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	31	32	第70条	不可抗力に基づく 追加費用の負担	「前条(不可抗力に基づく通知の付与)第1項第(2)号に定める増加費用 は、運営権者の負担とする。」とありますが、運営権者でコントロールでき ないリスクであり、愛知県にて負担していただけないでしょうか?あるい は運営権者の負担を年間収入の1%など限定的にさせていただけないで しょうか?	・No.293をご参照下さい。
295	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	32	1	第70条	不可抗力に基づく 追加費用の負担	「かかる費用が多である場合は、県は運営権者と協議の上合理的に必 要と認めるときは、かかる費用負担に見合うよう事業期間を延長する。」と ありますが、協議の結果、合意に至らない場合は第72条(2)により、解除 されるとの理解でよろしいでしょうか?	・お見込みのとおりです。
296	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	32	1	第70条	不可抗力に基づく 協議及び追加費用 の負担	不可抗力により本契約の履行のための費用が増加し多大となる時、事 業期間の延長だけでなく県による費用負担も選択肢の一つとして頂け ないでしょうか。	・No.293をご参照下さい。
297	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	32	10	第72条	不可抗力による解 除	地震・津波等の自然災害による被害が発生し、実施契約書第72条の(1) または(2)に該当する時は、「不可抗力による解除」に該当するという理解 でよろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。
298	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	34	2	第77条	県のリスク負担	運営権者が善管注意義務を以てしても回避できない地震・津波等の自 然災害(不可抗力)による運営権対象施設の損害については、県のリスク 負担に該当するという理解でよろしいでしょうか。	・不可抗力による施設の損害に対する費用負担については第71条のとおりです。 ・要求水準に従った対応とありますが、建物基幹部分の機能維持に関わる修繕は、中長 期修繕計画の考えに基づき県の負担となります。

299	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	36	2	第81 条	運営権者の自由 による本契約の解除	市場ニーズの変化等により、収入が目標値を大幅に下回る可能性があります。ロスシェアの財源不足リスクがあるため、運営権者(SPC)の財務状況が著しく悪化した場合、任意に解除できる条項を加えてください。また、その場合運営権対価及び運営権対価調達に係るコストについて、残期間の減価償却費について返還をお願いします。	・当初案のとおりとしますので、ご理解ください。
300	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	37	18	第87 条	運営権設定対象施 設の引渡し	2年以内に県が運営権者に通知した場合とありますがSPC解体後のリスクを代表企業が負うのは大きなリスクとなります。また、経年劣化は許容いただけ一方、15年経過後の施設に対して2年間瑕疵担保責任をおうというのは責任分担があいまいになります。2年以内に発生する瑕疵と経年劣化をどのように区別されるのでしょうか？ 加えて、「貴県」または「貴県の指定するもの」との責任分担もあいまいになるため本条項については事業終了時に検査、双方同意の上で引き渡しをお願いします。	・事業終了時に検査し、県と運営権者の双方の同意の上で引渡しすることとします。なお、運営権終了後の瑕疵担保期間は1年とします。
301	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	37	35	87条 2項	運営権対象施設の 引渡し	瑕疵に関して、運営権終了日から2年以内に県が運営権者に通知した場合費用負担するとの規定です。諸事例に鑑み、1年として頂けませんでしょうか。	・No.300をご参照下さい。
302	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	38	22	第89条1項	損害賠償等	「解除に起因して県が被った相当因果関係の範囲内にある損害額」とはどのような損害が想定されるのでしょうか？例示で結構ですので、ご教示お願いします。	・解除に伴う運営権設定対象施設の運営の引継ぎに要する費用などが考えられます。
303	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	38	28	第90 条	損失補償等	県の任意による解除を実施する際には残期間の減価償却費(運営権対価含む)、残期間予定金利は保証していただけると理解してよろしいでしょうか。	・残期間の減価償却費や予定金利の保証は想定しておりません。
304	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	38	30	第90条2項	損失補償等	「消防法の改正による場合は県の負担とし、それ以外による場合は運営権者の負担とする。」とありますが、なぜ消防法による改正以外による場合は運営権者の負担になるのでしょうか？法改正は運営権者がコントロールできるものではなく、発注者である愛知県が負担するべきリスクと考えますので、県が負担する旨の規定に変更頂けますようお願いいたします。	・当該規定は誤記ですので、法令改正・不可抗力に係るリスク分担に関する他の規定との平仄を踏まえ、別途修正案をお示しします。
305	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	39	2	第90条2項	損失補償等	「但し、当該解除に起因して県又は運営権者に生じた損失又は損害については各自の負担とし、お互いに損害賠償、損失補償又は費用の請求を行わない。」とありますが、本項は事業者の責めによらない契約解除の規定であり、発注者である愛知県が負担するべきリスクと考えますので、県が負担する旨の規定に変更頂けますようお願いいたします。	・いずれの当事者の責めに帰することのできない事情による解除による損失又は損害ですので、各自負担としており、当初案のとおりとしますので、ご理解ください。
306	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	39	5	第90条3項	損失補償等	「第83条(その他の事由による解除・解約)第2項の規定により本契約が解除された場合、県及び運営権者はお互いに合意解約による損害賠償、損失補償又は費用の請求を行わない。」とありますが、本項は事業者の責めによらない契約解除の規定であり、発注者である愛知県が負担するべきリスクと考えますので、県が負担する旨の規定に変更頂けますようお願いいたします。	・第90条第3項は誤記のため、削除致します。
307	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	39	8	第91条第2項	事業終了後の債務 引受	「かかる場合、県は、代表企業に対して当該代表企業が当該支払債務を引き受けるよう求めることができる。」とありますが、代表企業に過度な負担と考えますので削除をお願いします。	・当初案のとおりとしますので、ご理解ください。

308	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	12	8	第22 条	運営権対価の支払 及び運営開始日以 降の返還	運営権対価の支払期日(予定日)について御教示ください。	・No5をご参照ください。
309	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	13	12	第24 条	運営権設定対象施 設の引渡し	運営開始予定日より遅延した場合、予約・支払状況に応じて損害が発生すると想定されます。これらの損害は貴県にて負担いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。
310	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	13	19	第25 条	運営権設定対象施 設の瑕疵担保責任	建築請負業者が県に対して責任を負う限度を範囲として運営権者に対して責任を負うとありますが、運営権者との契約相手先は貴県であり、建築請負業者の責任範囲は運営権者とのリスク分担において関連がないと考えます。本条文においては、帰責に基づき、合理的な範囲において負担区分をさだめるべきではないでしょうか。	・建築請負契約では、瑕疵担保期間として2年(故意または重大な過失によるものは10年)となっています。従って運営権者と県の契約においても、瑕疵担保については同様の考え方をとります。一方、中長期修繕計画の考えに基づき、建物の基幹部分の機能維持に関わる修繕は(建築における瑕疵の有無とは別に)県が行うこととしています。
311	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	29	14	第65 条	政策変更に基づく 協議及び追加費用 の負担	政策の変更に伴い事業を継続した結果、発生する運営権者の費用の減少については、減少相当額を県の帰属とする旨の記載がありますが、帰属させる方法については、どのようにされるお考えでしょうか。	・県に帰属する費用減少分は、運営権者から県に支払って頂くか、又は県の運営権者に対する債務がある場合には、第76条第2項又は第100条第2項により相殺することが想定されます。
312	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案)	39	5	90条	損失補償等	第83条2項の記載がないのですが、誤植でしょうか。	・第90条第3項は誤記のため、削除致します。
313	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案) 追加契約書	2	8	第4条	プロフィットシェア リング	「施設維持管理運営業務及び附帯事業運営業務の収入の実績値の合計額」とありますが、附帯事業運営業務を外部委託し、附帯事業運営業務の受託者から何らの手数料等を受領しない場合、附帯事業運営業務の収入の実績値はゼロと理解してよろしいでしょうか？	・手数料等の受領の有無に関わらず、附帯事業運営業務の収入の実績値も加えてください。
314	6	(添付資料5) 公共施設等運 営権対価実施 契約書(案) 別紙5	2	8	(3)	モニタリングレベル3	「人命にかかわる場合」「周辺環境に重大な悪影響を及ぼす場合」について、運営権者側が善管注意義務を果たしているにもかかわらず発生した事案については対象から除外されるという理解でよろしいでしょうか。	・運営権者が当該事象について故意又は過失がないことを証明した場合には、ペナルティポイントは課されません。
315	6	(添付資料5) オープンブック 及びコストプ ラスフィー方式 実施細則(案)	2	表1	現場 配置 担当 者の 人件 費	現場担当者の人件 費	誘致営業の業務や本社管理業務は、現場ではなく受託会社の社員等が他の業務と兼任で行うことも想定していますが、この場合に必要となる開示情報もこの表に記載のとおりですか。	・誘致・営業業務は、オープンブック及びコストプラスフィー方式の対象外ですので、ご確認ください。
316	6	(添付資料5) オープンブック 及びコストプ ラスフィー方式 実施細則(案)	2	表1	現場 配置 担当 者の 人件 費	マネジメントフィー	サービス業では10%のマネジメントフィーだけでは本事業に参加することは困難です。一般管理費を認めていただくか、マネジメントフィーの率を大幅に上げていただくようお願いします。	・マネジメントフィーの率については、運営権者からの提案を踏まえ、県と運営権者の合意のもとで設定します。
317	6	(添付資料5) オープンブック 及びコストプ ラスフィー方式 実施細則(案)	2	- 表1	SPCが県に開示す る現状原価等に関 する情報の内容	SPCが県に開示する現状原価等に関する情報の内容	マネジメントフィー率について、業務原価の10.0%を目安とするとあり、建設業界の数値をイメージされていると思われます。業務原価に一般管理費が含まれておらず、10%のマネジメントフィーでは施設維持管理企業は赤字となってしまいます。そのため、マネジメントフィー率は施設維持管理統括企業の利益率以上とすることを【損益計算書における(1-売上原価/売上高)】を認めてください。	・マネジメントフィーの率については、運営権者からの提案を踏まえ、県と運営権者の合意のもとで設定します。

318	6	(添付資料5) オープンブック 及びコストプラス 方式実施細則(案)	2	-	表1	現場配置担当者の人件費等の開示についてはSPCの社員の人員のみで、SPCからの業務委託により施設維持管理統括企業等が現地に配置する自社人員については対象外と理解してよろしいでしょうか。構成員間においても月例給与等の情報は社外秘のため、共有が困難であり取りまじめが出来ません。例として、施設維持管理業務委託に伴い施設維持管理統括企業が現地に配置する自社警備員の費用開示は個別専門業者と同じ扱いとし、SPCの職員として配置する貨物管理責任者は月例給与、社会保険料等の人件費を提示することとしていただけないでしょうか。	・現場配置担当者の人件費等の開示については、施設維持管理統括企業が現地に配置する社員を対象としていますのでご理解ください。運用の詳細については運営権者からの提案等も踏まえ、県と運営権者の合意のもとで設定するものとします。	
319	6	(添付資料5) オープンブック 及びコストプラス 方式実施細則(案)	3	24	業務原価への参入	原価管理会議に出席するSPCの責任者等の人件費については、業務原価へ参入できるという理解でよろしいでしょうか。	・No102をご参照ください。SPCの責任者等の人件費については、SPCの業務経費として見込んでください。	
320	6	(添付資料5) オープンブック 及びコストプラス 方式実施細則(案)	4	23	業務原価への参入 確認審査	業務原価への参入確認をSPC現場配置担当者が審査を行い、その費用は業務原価に参入できるという理解でよろしいでしょうか。	・No102をご参照ください。SPCの責任者等の人件費については、SPCの業務経費として見込んでください。	
321	6	(添付資料5) オープンブック 及びコストプラス 方式実施細則(案)	4	35	業務原価への参入	第三者への監査の実施について、第三者への監査の委託費用は業務原価へ参入できるという理解でよろしいでしょうか。	・No102をご参照ください。SPCの責任者等の人件費については、SPCの業務経費として見込んでください。	
322	6	(添付資料5) オープンブック 及びコストプラス 方式実施細則(案)	5	1	第三者による監査 の実施	第三者による監査の実施について、他類似施設の費用単価との比較等を実施とありますが、他類似施設の資料を入手できない場合は県から御提供いただけますでしょうか。	・可能な範囲で協力します。	
323	7	(添付資料6) モニタリング基本 計画	6	22	4	モニタリングを踏ま えた目標値等の見 直し	ロスシェアにおけるバンド幅が15%を上回る場合も改訂対象となっております。当該変更は目標値の下方修正となり、運営権者にとってはリスクが増大することとなります。実施方針に対する質問・意見回答一覧のNo,60にて「原則として下方修正は想定していません。」とご回答いただいていることから目標値の見直し対象はプロフィットシェアがバンド幅を上回った際のみとし、ロスシェアは当該条文から外してください。	・募集要項2(10)「運営権者による運営の結果生じる収益等の帰属」に示すとおり、原則として目標値の修正は上方修正のみとすることから、条文から「ロスシェア」は削除します。
324	8	(添付資料7) 開業前準備業務 委託の要求水 準	1	12	1	契約の期間	平成29年度の委託金額3,672,000円の算出根拠についてご教示ください。	【予算額】 ・人件費 技術員25,100円×2人×40日=2,008,000円 主任技師49,900円×1人×20日=998,000円 ・旅費 92,800円 ・諸経費(旅費を除く10%) 300,600円 ・計 3,399,400円+税(271,952円) 【想定業務内容】 ・利用料金の策定 ・利用規約策定 ・予約受付 ・広報宣伝(県予算で説明会開催予定あり) ・県が実施する愛称決定(準備:決定は次年度)への協力 ・トータルデザインコンセプト策定への参加

325	8	(添付資料7) 開業前準備業務委託の要求水準	1	13		契約の期間	平成30年度契約及び平成31年度契約の委託金額については、県と協議の上決定するものとするありますが、想定される予算の目安または上限等はございますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・予算は議決事項のため、現状で目安や上限を想定することはできませんが、以下の観点から見積もってください。 ①開業準備業務の要求水準及びスケジュール ②No324に示す今年度の業務内容と予算額 ③開業後、想定収支を実現するのに必要な準備という観点
326	8	(添付資料7) 開業前準備業務委託の要求水準	2	29	(3)①	事前利用申込み及び内定の引継ぎ	現時点での申込みに対して、内定通知をだしている基準をご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・希望日程が1つに絞られ、申込者から内定の要望・了解があった段階で内定通知を发出しております。
327	8	(添付資料7) 開業前準備業務委託の要求水準	2	30	(3)①	事前利用申込み及び内定の引継ぎ	受託者が譲渡いただけるツールには何があるかご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・エクセルのマクロ機能を活用した簡易なツールであり、事前利用申込の状況の一覧化、事前利用申込書の内容を登録可能、一定期間における展示場の稼働率の自動算出が可能、といった機能を有しています。 ・なお、現段階では本予約に対応しておりません(本予約の受付で想定される全ての情報を扱える機能までは備えていません)。
328	8	(添付資料7) 開業前準備業務委託の要求水準	2	30	2(3)	本予約に関する事務	受託者は、県から事前利用申込状況の管理のために使用したツールの譲渡を受けるものとするありますが、具体的なツール(エクセル等)の詳細を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・No.327を参照してください。
329	8	(添付資料7) 開業前準備業務委託の要求水準	2	30	(3)	事前利用申込み及び内定の引継ぎ	予約システムの変更は利用者に混乱を招きます。予約システム構築については開業前準備業務委託に含み、開業前からシステムを利用できる環境を整えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・予約管理のためのツールについては、開業前準備業務の開始時に、県で作成したツールを受託者に対し譲渡することとしています。 ・それ以降に、受託者の負担及び責任において、当該ツールを加工したり、新たにシステムを開発・導入することは差し支えございません。
330	8	(添付資料7) 開業前準備業務委託の要求水準	3	25	(3)	広報・宣伝業務	平成29年度中に、愛知県内及び東京都内で開催する説明会の会場や規模等、決まっていることがあればご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・受託者の決定後、愛知県内及び東京都内で主催者向けのセミナーの開催を予定しております(日時・会場は未定)。 ・セミナーでは、本県展示場の最新動向として、運営事業者の決定披露、応募時の提案内容を踏まえた運営方針・具体的な料金案、その他施設整備の進捗状況等を情報提供することとしています。 ・会場や規模等は未定ですが、2016年6月に実施した知事によるトッププロモーションは、名古屋及び東京で各200名規模で開催しました。 ・なお、開催に係る会場費、資料作成費等の経費は県で予算化しています。(約140万円)
331	9	(添付資料8) 運営対象施設				運営体制対象施設(予定)	海外主催者は、リギング設備を要求してきますが、1点あたりの耐加重はいくらですか？リギングポイントの仕様はどういう形状でどれぐらいの密度でしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・各展示ホールの天井吊物について、0.5t/箇所(タテ・ヨコ@5m(ホールA)、@3m(ホールB1-5))の吊荷重を想定している。 ・なお、特に吊りフックなどは設けておりませんので、構造体(鉄骨)から支持してください。
332	10	(添付資料9) 中長期修繕計画案	1	4		日常の修繕・応急処置	中長期修繕計画に記載されない日常の修繕・応急処置とありますが、「日常」の定義についてご教示ください。自然災害等による損傷は「日常の修繕」に含まれず、県負担による修繕と考えてよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の利用による劣化以外の要因により、建物の基幹部分の機能維持に影響が生じるような損傷があった場合は、県の負担により修繕を行います。
333	10	(添付資料9) 中長期修繕計画案	2			中長期修繕計画(案)詳細	中長期修繕計画(案)詳細の表に示されているサイクルについて、記載された年数にとらわれず、全面更新もしくは部分補修を実施すべき事象が発生した場合に実施するという理解でよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・お見込みのとおりです。

334	14	県と運営権者等のリスク分担(案)	1		表	契約不履行リスク	県の責により開業時期の遅延等が発生し、開業前準備業務に損害や増加費用が発生した場合は、契約不履行リスクにあたりとみなし、運営権者は損害賠償または増加費用を県に請求できるという認識でよろしいでしょうか。	・県の責めにより開業の遅延が発生した場合の費用については、愛知県の負担とします。
335	14	県と運営権者等のリスク分担(案)	2	22		不可抗力リスク 緊急事態リスク	当初は貴県において負担されていたリスクが、今回はすべて運営権者側で負担する形に変更となりましたが、貴県においても相応の負担をいただくよう再考をお願いします。	・No.293をご参照下さい。
336	14	県と運営権者等のリスク分担(案)	2	22		不可抗力リスク 緊急事態リスク	「過度な負担が発生した場合には協議のうえで、負担金に見合うように運営期間を延長する」とありますが、事業が赤字の場合には運営期間の延長が損害や増加費用の負担を軽減することにはならず、むしろ加重につながるため、経済的な救済措置を講じていただくようお願いいたします。	・No.293をご参照下さい。
337	14	県と運営権者等のリスク分担(案)	2	23		不可抗力リスク 緊急事態リスク	リスク分担表案においては、天災等いずれの責めにも帰すことができない事態の発生に関するものや空港等における緊急事態の発生に関するものは運営権者負担であり、過度な負担が発生した場合には協議のうえ負担分に見合う運営期間の延長が行われると示されております。しかしながら、安定した経営を目指す運営権者が、事業に大きな影響を与える不可抗力等のリスクを負うことは、非常に難しいと考えております。不可抗力・緊急事態リスクについては県負担として頂けないでしょうか。	・No.293をご参照下さい。
338		実施方針質問回答			70	基金の設置	基金が不足する事態においても、事業者への赤字補填やロスシェア等が継続されるものと考えてよろしいでしょうか。	・No14をご参照ください。
339		実施方針の概要	6	1		収入想定カーブの見直し規定	目標ラインと±15%を示す収入想定カーブは、6年目以降5年毎に実績を評価し、上方にのみ見直す仕組みとなっています。現時点で運営期間に渡る収入の予測を設定することが困難な状況において、継続して目標ライン-15%で収入が推移した場合は、支払った運営権対価の投資を回収できず事業として成立することが困難となります。6年目以降の目標ラインの下方への見直しと、それに伴う運営権対価の減額修正を実施して頂くことは可能でしょうか。	6年目以降に目標を下回った場合、ロス・シェアによって赤字分を県が負担することとなります。ご指摘のとおり、もし目標ラインを下方に修正すれば、ロス・シェアの適用範囲も下方にシフトするため、却って運営権者の被るリスクが拡大することになると考えています。
340		その他				営業誘致業務委託の引継	本年4/18に公告された営業誘致業務委託について、委託会社から運営事業者に対し、営業情報等引継が行われるとありますが、事前に公募で決定された営業誘致業務の具体的内容等について公表していただけないでしょうか。	・募集要項に関する質問への回答別紙③をご参照ください。
341		募集要項概要(英語版)					ウェブサイトでは、会場の運営は2019年9月1日から開始するとされてきました。その点は変更ないですか？	・変更ありません。
342		募集要項概要(英語版)					多目的施設は展示会やコンベンション施設ですか？ 非多目的施設とは何ですか？ 申請者は同じ入札の下で非多目的施設も管理することになりますか？	・多目的利用地は、屋外展示等の利用のため平面貸しを行う施設です。 ・多目的利用地とそれ以外の施設に二の運営権を設定しますが、契約は一の契約により行います。
343		募集要項概要(英語版)					882百万円は、年間の対価ですか、それとも契約期間全体の対価ですか？	・期間全体の対価です。

344	募集要項概要(英語版)					申請者が販売目標を会場所有者と同意する必要があり、販売目標が15%を超える場合、その超過分は会場所有者に帰属しますか？もしそうなら申請者が計画よりも優れた運営をするように促していないようです	<ul style="list-style-type: none"> 平成36年4月1日以降の期間においては、各年度の実収入が県と運営権者で合意する各年度の目標収入を上回る場合については、差異が15%の範囲内であれば運営権者に帰属、それを超える部分については県に帰属させるものとします。 運営権者の収入増へのインセンティブとして、開業から平成36年3月31日まで、平成36年4月1日から平成41年3月31日まで、平成41年4月1日以降の3期間に分割し、期間毎に、それまでの運営実績、及び運営権者による営業努力や経費削減努力等のモニタリング結果等を踏まえた上で、目標収入に対し15%を超えて上回る場合のみ、次期の目標値を見直し、改めて県と運営権者で合意することを予定しています。
345	募集要項概要(英語版)					申請者と所有者は、いつ販売目標に同意する必要がありますか？毎年経済環境が変化するため、申請時にこれを設定するのは現実的ではありません。	<ul style="list-style-type: none"> 開業前までに、当初5年間の第1期中期収支計画に合意します。その後、各年度毎に単年度計画に合意します。
346	募集要項概要(英語版)					実際の売上高が目標を下回った場合の影響は何ですか？「同じルールが適用されます..」という意味は何ですか？会場の所有者は応募者に払い戻しを行いますか？	<ul style="list-style-type: none"> 平成36年4月1日以降の期間においては、目標収入を下回る場合についても、差異が15%の範囲内であれば運営権者の負担、それを超える部分については県が負担するものとします。
347	募集要項概要(英語版)					申請者は基金の活動において何らかの役割を果たすことが期待されていますか？申請者が支払う対価の一部は、基金に資金を提供するために使用される点について、それは、特に資金が不足する場合、申請者もまた基金に対して責任があることを意味しますか？	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県発の新たな催事の企画・開催や誘致等を推進していくための官民連携による需要創造を図る組織(以下「官民連携組織」)を組成し、運営権者はこの組織の運営を行うこととします。 官民連携組織が実施する事業の経費負担については、展示会産業の育成・活性化を目的とした「基金」(地方自治法第241条)の設置を予定しています。基金の財源としては、運営権対価、及び県への帰属分(プロフィットシェア分)等を充当することを想定しています。
348	募集要項概要(英語版)					現在、10,000平方メートル以上の2つの施設を管理しています。しかし、私たちは、それぞれの会場所有者のニーズに応じて、これらの施設を運営するための異なる合弁会社を設立しました。これらの合弁会社はいずれも入札に使用することはできません。合弁会社の親会社が愛知県の施設に入札できますか？	<ul style="list-style-type: none"> 共同事業体による実績については、出資比率が過半を超える場合のみとします。
349	募集要項概要(英語版)					過去5年間に日本国内で保税地域を運営するにあたり、申請者は実績を有する必要があります。これは輸入税免除の区域ですか？	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県国際展示場が立地する空港島は、日本の空港の唯一の総合保税地域として許可を受けています。 総合保税地域については、募集要項P.38別紙6を参照してください。 応募企業、又は応募グループの代表企業、構成企業、協力企業のうち少なくとも1社は、過去5年間に国内において保税業務の実績があること、併せて、応募企業、又は応募グループの代表企業、構成企業、協力企業の役員、代理人、支配人その他主要な従業員者に関税法又はその他の法令の規定に違反した事実がないことを参加資格とします。